

不動堂村農民運動の分析

酒 井 悅 一

- I. 問題点の整理
- II. 明治期における小作化の進行
 - 1. 明治初期の概況
 - 2. 明治末期の生産力不安定と小作化の進行
 - 3. 在村大地主の成長と不在地主の進出
 - 4. 明治末期における養蚕業の発展
 - 5. 産業組合の設立と地主間の対立の発生
- III. 大正期における生産力の上昇
 - 1. 生産力の向上と小作農民の自立化
 - 2. 在村大地主による村支配の確立
 - 3. 在村・不在村各地主の土地所有状態
- IV. 農民運動の発生とその経過
 - 1. 昭和初期の生産力停滞
 - 2. 日農支部の結成と附近の動向
- 3. 減石斗争と地主の動向
- 4. 農民運動の階層性と地域性
- 5. 無産政党の動向と農民運動
- 6. 弹圧と不動堂支部
- 7. 4.16 以後の農民運動とその弱化
- V. 農業諸施策の展開と農民運動の衰退
 - 1. 農民運動の側の弱点
 - 2. 自作農創設政策と農民運動
 - 3. 補助金・融資金の流入
 - 4. 不在地主の土地手離しと在村地主の妥協化
 - 5. 産業組合の設立
 - 6. 耕地整理施行による組合の決定的弱化
- VI. まとめ

I. 問題点の整理

1. 宮城県における近代的な農民運動は、大正 12 年桃生郡鹿又村の日本農民組合鹿又支部の結成からはじまる。それ以後各地に農民組合が組織され、農民運動は発展していった。そして昭和 2 年に日本農民組合宮城県連合会が作られ、3 年には 22 支部を持つにいたっている。その支部も 100 名以上の組合員を有する大支部が多く、積極的にまた大衆的に小作条件改善運動を推進し、県内最大の地主である千町歩地主斎藤善右衛門家に対する争議いわゆる前谷地事件を頂点にして農民運動の高揚期を迎えるのである。しかし国家権力はこれを放置してはおかなかった。まず 3.15 の弾圧、ひき続いて前谷地事件に対する弾圧を加えた。そして 4.16 の弾圧がその総仕上げとなり、昭和 4 年には宮城県の農民運動は潰滅状態におちいるのである。

やがて全農県連が宮城大衆党の手によって再建され、昭和恐慌期には農民運動の第二の高揚期を迎えた。だが、それは昭和初期の高揚期に及ぶものではなかった。一組合当組合員数も少なく、土地取上げ反対等の小作人側の防衛的な性格が強く、強大な大衆動員がなされることもなかったのである。また初期の段階で農民運動を発展させたところでも、後期にはその組合が消滅しているか、もしくは小規模で存続しているような状態になっていたのである。

何故に昭和初期に非常に発展した農民運動が弾圧を契機に潰滅し、その後さらに発展しないのか。また強大な農民組合によって推進された初期の農民運動の発生する基盤、契機は何か。こ

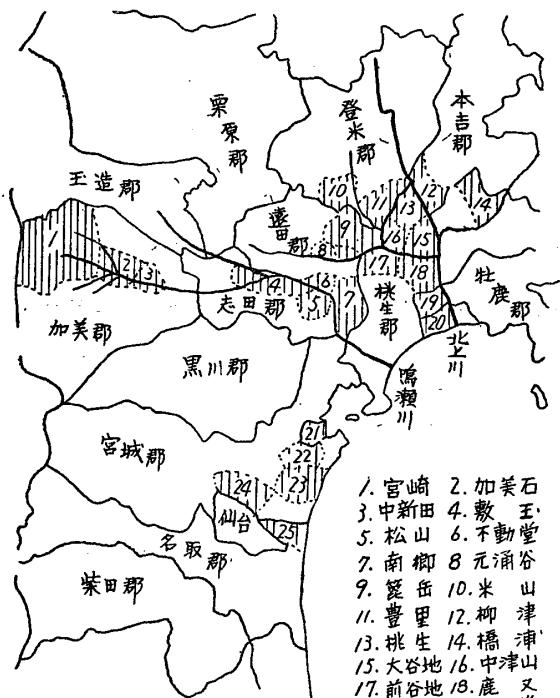
これらのメカニズムをとらえるために、これまで桃生郡桃生村、¹⁾登米郡豊里村²⁾、志田郡松山町³⁾、遠田郡南郷村⁴⁾等の初期の農民運動の中心地について佐藤正、吉田寛一、渡辺基氏等によつて実態的な調査がなされてきている。

ここでは遠田郡不動堂村（現在小牛田町）における農民運動をとりあげる。一般に宮城県の初期の運動は登米、桃生郡からはじまり、それから志田、遠田郡の大崎地方に波及するのであるが、不動堂村もその例にもれず比較的おそらくはじまり、昭和3年になって日農支部が結成されている。そしてその組合員の組織率は高く、3年から4年にかけて強大な減石斗争を組織し、当時県内の最強組織の一つと呼ばれていた。

この不動堂村における農民運動の背景となり基盤となった農業構造、またそこに生まれた農民の階級的な意識形態が農民運動に結集され現実化される契機、組合員や指導者の階層性、支配階級ならびに無産政党の動向、農民運動を衰退化させた諸原因等々を明らかにし、宮城県における初期の農民運動、また大崎地方における農民運動の構造をさらに明らかにする一助としたい。

2. 宮城県における初期の農民運動の特徴としてあげられる事は、第一に農民組合が組織されたところは一般に大河川の流域にあり、水稻生産が主要であったことである。第1図を

第1図 日農支部所在町村分布図（昭和3年）



注) 渡辺、吉田、佐藤「桃生村農民運動の分析」東北大農研彙報10巻2号

みてもわかるように、北上川流域、鳴瀬川流域に農民組合所在地が密集している。また農民組合所在町村の水田化率をみるとほとんどが70%以上である。不動堂村もその例外ではなく、鳴瀬川沿岸に位し、典型的な水稻單作地帯である。

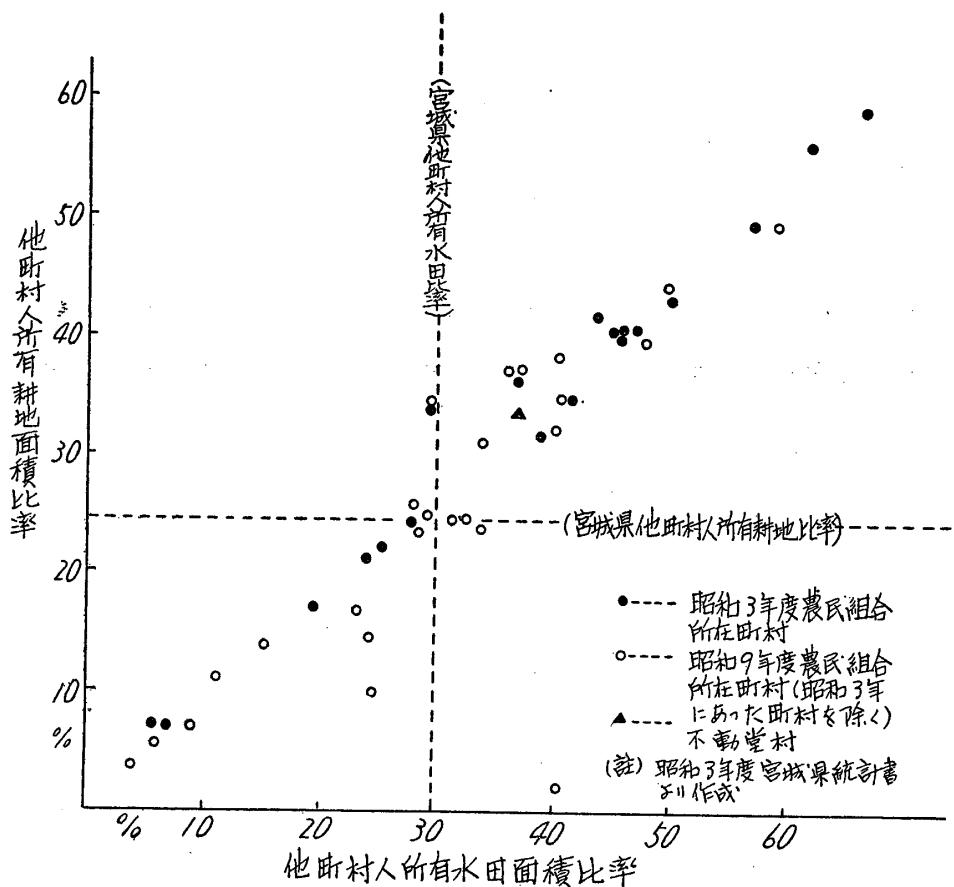
このように水稻生産が主要であるかぎり、当然水稻生产力の発展、水利状態、それに対応しての地主小作関係の変遷をみると重点をおく必要があろう。一般に初期に農民運動が発展しているところは水害や旱害が頻発し、水利条件の悪い地域であることは、これまで明らかにされている。たとえば豊里、桃生、大谷地、鹿又、松山町須摩屋部落等の主

- 1) 渡辺基、吉田寛一、佐藤正「桃生村農民運動の分析」東北大農研彙報10巻2号 1958. 63~116
- 2) 同上ならびに農業水利問題研究会「農業水利秩序変革の要因に関する研究」
- 3) 農民教育会「農民の諸組織形態に関する研究」1959
- 4) 佐藤正、吉田寛一「農業生産力と農民運動」東北大農研彙報10巻3号 1958. 137~211

要な日農支部が存在する町村はそうである。⁵⁾しかるに、後に述べるように不動堂村に於いては明治43年の大水害をのぞいてはほとんど水害を受けず、灌漑排水は比較的よい。ここに一つ大きな特徴がある。このように他地域との相違点があるところで何故農民運動が発展するのかが一つの問題点となる。

3. 初期の農民運動の第二の特徴としては、農民組合の組織地は一般に不在地主の力が強いところであることがあげられる。それは後期（昭和4年以降）の農民組合組織地における不在地主の支配程度と比較すれば明らかである。たとえば、第2図は農民組合が組織された町村の全耕地面積に対する他町村人所有耕地面積の比率をみたものであるが、それによれば、一般に後期に農民組合のできたところは他町村人所有耕地面積の比率は小さい。これに対して、初期に農民組合の組織された町村は、他町村人所有耕地面積比率の大きい町村が多く、県平均の他町村人所有耕地面積比率25%，同じく水田面積比率30%の線よりも大きいところに位置しているのが多いのである。このことからみて、初期に農民組合ができた地域は、不在地主の支配が相対的に強かった地域であると推測されよう。

第2図 農民組合所在町村における民有有租地他町村人所有面積比率



5) 農民運動史研究会「日本農民運動史」所収“宮城県農民運動史”参照

また主要な農民運動が行われた町村の在村、不在村地主数をみれば、第1表に示すように、不在地主数は多く、大きな面積を所有し、一般に不在地主村であるといえよう。

故に初期の農民運動の分析は不在地主に対する農民運動の法則を明らかにすることに一つの重点がおかれるよう。

不動堂村は県平均からみれば不在地主の支配が強いとみられる。しかし第1表にみられるように、農民運動の発展した町村に比較すると、不動堂村における在村、不在村地主数や他町村人所有耕地面積比率は相対的に不在地主の支配が進んでいないことをしめしている。また後に詳説するように在村地主の力が非常に強い。そこで、このような在村地主の支配が強い村で、農民運動が発生し、発展する過程を明らかにすることに重点をおく。

4. 昭和3・4年当時の農民運動は労働農民党と社会民衆党の統一的な行動によって推進された。特に大崎地方における日農支部の結成とその運動の発展はそれに負うところが大きい。そしてその成果として前谷地事件という初期農民運動の頂点が形成されるのである。

不動堂村における日農支部の結成も労農党の指導する日農県連と社民党員との共同の働きかけによってなされたものであった。不動堂支部は地主小作間の何等かの直接的な対立を契機にして結成されたものではなく、附近の農民運動の発展のなかで労農党と社民党の意識的な働きかけによってなされたものである。そして両党の指導のもとに農民運動を発展させ、大減石斗争を成功に導くのである。ここに不動堂村の農民運動の一つの大きな特徴がある。

第1表 主要農民運動町村の地主数

	在 村 地 主		不 在 地 主		他町村人 所有耕地 面積比率
	10~50町	50町~	10~50町	50町~	
登米豊里	6	—	9	2	58.6%
桃生鹿又	4	—	6	—	41.6
” 桃生	3	—	5	—	31.5
” 大谷地	1	—	8	1	55.6
志田松山	9	1	8	2	40.0
遠田不動堂	2	1	3	—	33.0

(注) 昭和3年度地主調査、昭和3年度宮城県統計書より作成

だが4・16後の全農県連の再編に当って宮城大衆党と旧労農党とは統一的に行動せず、二つの県連が作られ、農民運動衰退の一原因になるのである。

不動堂支部は大衆党の指導のもとにおかれている。

無産政党と農民運動の関係は宮城県の農民運動の発展過程の分析に非常に重要なものであるが、これを不動堂村の場合において明確にしたい。

以上のべた点に着目しながら不動堂村における農民運動の構造を分析する。

II. 明治期における小作化の進行

1. 明治初期の概況

旧不動堂村はいわゆる大崎耕土の南端部に位し、鳴瀬川の北岸にそって展開している。この川をへだてて志田郡松山町に面し、大崎地方の排水幹線ともいべき出来川を境界として西北

部に旧北浦村、小牛田町がある。また西は志田郡旧敷玉村、南は南郷村、涌谷町に接している。地形的には、不動堂村の西部に、現在は一部住宅地と小牛田駅になっているが、丘陵性の山間部があり、中央・東部一帯は平坦地で田畠、部落が存在している。

不動堂村の総面積は約 440 町、総耕地面積は 300 町強（昭和 27 年現在で約 350 町）であり、隣接市町村と比して非常に小さい村である。特に三千町歩の耕地を持つ隣接の南郷村にくらべればその狭少さはいちじるしい。鳴瀬川、出来川にはさまれ水利にめぐまれている不動堂村においては水稻生産が主である。明治 31 年当時の田畠面積をみると、水田 259.5 町、畠 44.5 町で、水田化率は約 85% となっている。生産価額をみれば、米生産価額は 50,771 円、麦 494 円、大豆 1,160 円、その他農産物 2,210 円、繭 2,177 円で、米が圧倒的な比重をしめしている⁶⁾。つまり不動堂村は典型的な水稻単作地帯であったことをしめしている。

林野面積は 58 町歩で比較的少なく、農民的副業としての林業はあまり重要でなかったといえる。これに対し養蚕は明治初期に導入され、31 年当時は小規模ながら重要な副業であったらしく養蚕戸数は全農家戸数の 1/3 をしめている。

不動堂村には、仙台藩当時伊達家の家臣後藤家の居城があり、村全体が後藤家の支配のもとにおかれていった。維新後、北浦、平針、上坪、牛飼、南小牛田、不動堂の 6 ヶ村が集まって第 8 小区となり、明治 17 年には不動堂、牛飼、南小牛田の 3 ヶ村が連合して南小牛田村になったが、明治 22 年の町村制施行のさいには独立して不動堂村となっている。だから不動堂村には大字なるものはない。ここに不動堂村の村落構造の特質があり、明治期には同村に在住していた旧領主後藤家を中心まとめていたのである。

後藤家三千石の支配下にあった時、西館、大手、塔越の諸部落には武士が住み、峯山、竹花、北原には足軽、化粧坂の一部、小沼、塩釜には農民が住んでいたといわれる。そして武士や足軽は仙台藩の特質である知行制度によって禄として 5 反から 1 町の耕地が与えられ、これを耕作していた。すなわち平均して 4~500 文の禄高で、600 文が 1 町歩といわれているから、大体 7~8 反である。1 貫文以上つまり約 2 町歩の土地を禄として持っていたものは 1 人しかいなかつたといわれる。このように与えられた土地は少なかつたが、その他に役付手当があつたので生計は一応なりたつていた。これに対し農民は比較的多くの面積を耕作していたといわれる。だが、どの程度そのなかにおいて地主小作分解が進んでいたかは不明である。

明治維新によってそれまでの所有地はそのまま所有者のものになった。しかしそれ以後地租改正、貨幣経済の滲透、明治 17、18 年の米価低落等々により、土地を手離す農民が多かつたといわれる。特に農民になった武士はそれまで所有していた土地も少なく、以前のように役付手当もなかつたので、非常に困り、土地を手離したといわれる。このような土地を誰が集積

6) 宮城県生産統計

したかは明確ではない。だが旧領主である後藤充康家がその集積をなした第一人者であることは確かである。すなわち後藤家は藩籍奉還のさい山林や直轄地（面積並びに所在地不明）を後藤家の名目、もしくは仮名でもって所有し、それを基礎にして土地を集積したのである。かくして明治 11 年には田畠 30 町、山林 10 町、貸金千円、貸米千五百石をもつにいたっているのである。⁷⁾ そして七十七銀行設立の発起人にもなっている。この後藤家の他に後藤家の旧重臣も土地を集めつつあったといわれている。

このようにして後藤家は村内一の地主になったが、明治 20 年代に入って、当時自由党員であった後藤敏康氏が県会に立候補して落選し衆議員選挙では当選する等の政治活動を行なうにおよんで、その資産が失なわれるようになった。その結果、山林の他に約 17 町の耕地へと所有地は縮少している。

こうして後藤家が失なった資産を手に入れたのは、後藤氏側近の石塚家、小松家、道家家である。特に後藤家の経理面を担当していた石塚辰造家は多くの土地を入手した。それまでも石塚家は土地を集積しつつあったのであるが、それを契機に入手した資産をもとにして高利貸をし、さらに土地集積を進めた。その貸金のとりたては非常にきびしかったといわれる。その結果、明治 30 年当初には、30 町余の耕地をもつ地主に成長している。不動堂には約 20 町の土地を所有し、その他に松山町、敷玉村の土地をも所有している。⁸⁾ かくして明治 30 年までに、村内では石塚家を筆頭に、後藤家、小松家、道家家等が土地を集積し、地主小作分解が進行するのである。その他関西地方の土地買集人である山口店が約 10 町を買い集めている。他の不在地主の土地集積程度は不明であるが、明治 30 年頃には民有有租地の約 12~3% が他町村人所有と推測され、(注) それほど不在地主の土地集積は進んでいないとみられる。

このような地主の土地集積の結果、後の第 2 表にしめすように、明治 31 年には 165 戸の農家のうち 97 戸約 60% が小作農になっており、自作農は 25 戸でわずか 15% しかしめていない状態になっている。

このような自作農分解は、次節にのべるように明治末期の水稻生産の不安定からさらに激化された。

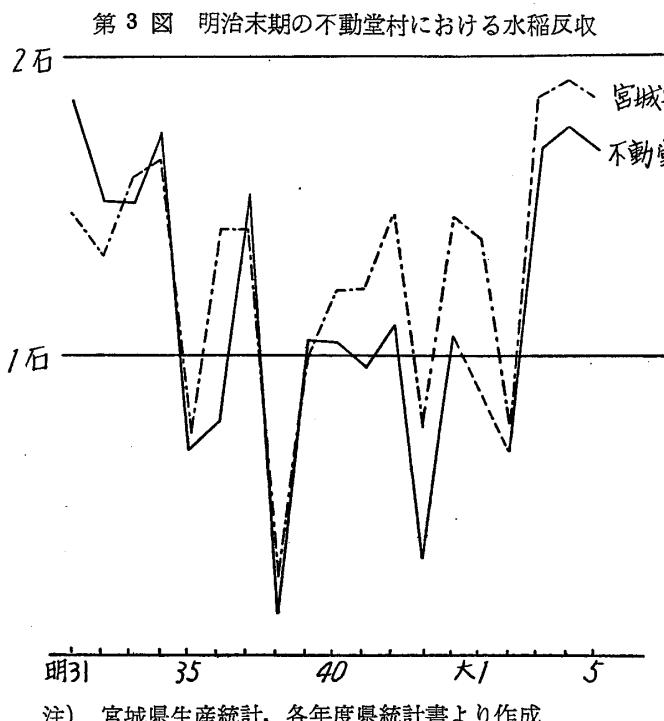
2. 明治末期の生産力不安定と小作化の進行

明治 30 年代からその末期にかけて宮城県は連年冷害や水害等の凶作におそわれ、水稻生産は非常に不安定な状態におかれた。不動堂村もその例外ではなかった。第 3 図にみられるよう

(注) 明治 33 年には後の第 4 表にしめすように、民有有租地 394 町のうち他町村人所有 71 町で約 18% になっているが、33 年は石塚家の土地 20 町が不在地主斎藤家のものになっている年であり、これからみて 30 年頃は約 50 町が他町村人所有とみられるので約 12~3% と計算される。

7) 七十七銀行「七十七年史」66 ページ

8) 不動堂村桜井久治家所蔵書類綴より



種⁹⁾であるために、冷害により成育の遅延がもたらされ、それに 30 年代以降施用の増加しつつあった大豆粕、魚粕等の有機質肥料が加わってさらに成育がおそくなり、収穫皆無という状態になり、凶作がさらに激化されたのである。

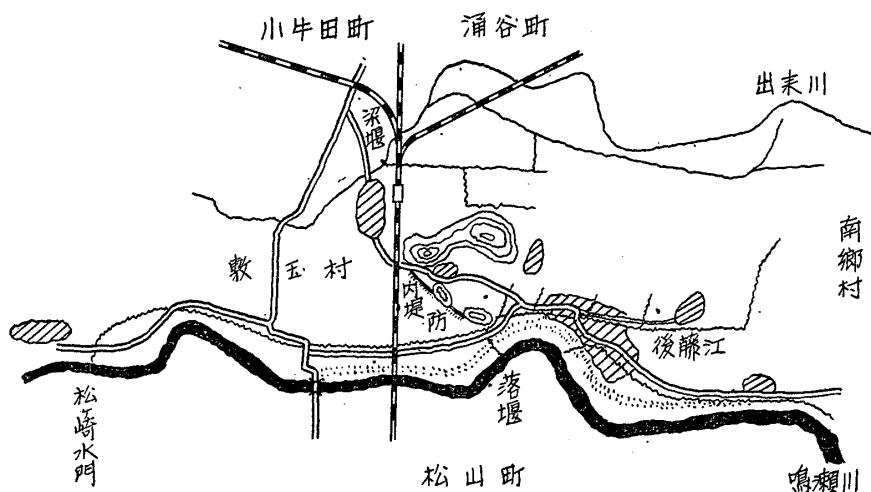
それに対し、明治 43 年、大正 2 年の凶作は水害によってもたらされたものである。それまで不動堂村は大きな水害を受けたことはなかった。そして不動堂村の水田は、鳴瀬川の松ヶ崎水門（敷玉村）から発する後藤江によって東側が灌漑され、玉造郡岩出山村から村の西北部を流れて名鱈沼に注ぐ出来川によって西側が灌漑され、用排水は非常によかつた。その上鳴瀬川の氾濫のさいには対岸の松山町須摩屋部落ぞいの堤防がきれることによって村ぞいの堤防はきれることがなく、松ヶ崎水門がきれて鳴瀬川の水が流れこんで来ても敷玉村との境界に作られた内堤防によって村内に水が入ることを防ぐことができたのである。（第4図にしめすように三つの丘陵と堤防を結ぶ内堤防により上流よりあふれてきた水は村内に入らず、外側に貯水され、後に落堰より鳴瀬川に排水されるのである。この内堤防は藩政時代後藤家によって作られたものであるが、その堤防の外にあって水がためられる敷玉村民は不満を持っていたといわれる）。出来川のばあい堤防はきれないが上流の排水線でもあるためまたまあふれることがあり、水をかぶる水田もあったが、面積も少なく、すぐにひいてしまったといわれている。このように灌漑排水共によかったのであるが、明治 43 年の大水害にはその内堤防が数ヶ所にわた

に、不動堂村における平均反当収量は 1 石前後を上下し、明治 38 年の 1 斗 3 升を最低として 1 石に満たない反収しか得られない年は、明治 35, 36, 38, 41, 43 年、大正 2 年と続いている。

35, 36, 38 年の凶作は冷害によるものであった。この冷害は「愛國」種の普及によってさらに激化された。明治 20 年代より仙南地方から県下に急速に普及した「愛國」種は一般に冷害に強い多収品種であるが、通常の年でも 8 月 30 日出穂、10 月 15 日成熟というように非常な晩生

9) 「日本作物学会紀事」昭和 7 年 9 月第 4 卷 第 3 号所収寺沢保房 “水稻品種愛國の來歴と其の分布” 196 ページ

第4図 不動堂村水利関係略図



つてきれ、村内に水が流入し、3~4日冠水したのである。大正2年にも1~2ヶ所きれたらしい。(この年は春に旱魃があったこともあって凶作になっている)。村民の記憶する水害としてはそれ以前も以後もこの二度のみであり、水害の危険をあまり感じていなかつたようである。

さてこのような明治末期の水稻生产力の低位と不安定は、水稻生産にその主要な収入の源泉をおく不動堂村の農民に大きな打撃を与えた。そして農民の小作農への没落が激化するのである。第2表によれば、明治31年には15%をしめていた自作農が明治43年には3%へと激減し、それに対し小作農は58%から72%へと急増している。また第3表をみれば全体の土地所有者数が減少し、特に5反~1町所有戸数が減り、かわって5反未満所有者がふえているが、これは小農民層の土地手離しとその没落を意味し、さきの小作化の進行と対応するものである。結局うち続く冷害や水害による水稻収入の激減によって経営と生活が破壊されて土地を手離し、自作農から自小作農へ、自小作農から小作農へと没落していったものと考えられる。また「明治38年の冷害のさい全く収穫のない白穂田で刈りとることもできない田があった

第2表 明治中期以降の自小作別戸数の変化(不動堂村)

	実 数				同 比 率		
	自 作	自小作	小 作	計	自 作	自小作	小 作
明治31年	25戸	43戸	97戸	165戸	15.2%	26.0%	58.8%
32	25	43	97	165	15.2	26.0	58.8
33	25	43	97	165	15.2	26.0	58.8
34	25	53	97	175	14.3	30.3	55.4
35	25	63	106	194	12.9	32.5	54.6
36	22	81	114	217	10.1	37.3	52.5
37	26	99	103	228	11.4	43.4	45.2
38	25	100	123	248	10.1	40.3	49.6
39	22	108	118	248	8.9	42.5	47.6
40	21	95	114	230	9.1	41.3	49.6
41	19	94	132	245	7.7	38.4	53.9
42	17	73	141	231	7.4	31.6	61.0
43	7	56	164	227	3.1	24.7	72.3

(注) 宮城県生産統計

が、そこからも年貢がとられた」と古者が語るような小作料の重圧も農民の没落に拍車をかけるものであった。

第3表 不動堂村における明治末期土地所有規模別戸数

	~1反	1~5	5~10	10~30	30~50	50~100	100 ~500	500 ~1000	1000~	計
明治33年	56戸 (25.2)	69 (31.1)	29 (13.1)	42 (18.9)	8 (3.6)	12 (5.4)	6 (2.7)	— (—)	— (—)	222 (100.0)
40年	59 (27.8)	68 (32.1)	20 (9.4)	41 (19.3)	9 (4.2)	9 (4.2)	6 (2.8)	— (—)	— (—)	212 (100.0)

(注) 宮城県生産統計

3. 在村大地主の成長と不在地主の進出

以上のような明治末期の小作化の進行に対応して地主の土地集積も進んだが、この期間に不動堂村における地主の構成に大きな変化がみられた。

まず第一に村内一の地主であった石塚家の没落と、桃生郡前谷地村の大地主斎藤善右衛門家(明治30年当時1,115町歩所有、昭和10年1,381町歩所有)¹⁰⁾の進出である。すなわち石塚家では事業を行なうために土地を抵当に入れて斎藤善右衛門家より1万円の借金をした。しかしその事業が失敗し、明治33年石塚家はその全所有地を失ない、斎善家の所有地になった。そのため、石塚家の所有していた不動堂村の20町歩、松山町の5町歩、敷玉村7町歩、北浦村等の土地は斎善家のものになった。¹¹⁾このようにして不動堂村に土地を所有するに至った斎善家はさらに明治38年に山口店の土地を買入れ、田32町、畠3町を所有するようになり、不動堂村内一の不在地主になるのである。¹²⁾

この斎善家の不動堂村における土地集積と同時に、明治末期には他の不在地主の土地集積も進んでいることが第4表から推測できよう。すなわち民有々租地の他町村人所有が明治33年には71町歩であったものが、40年には103町歩にふえているのである。もちろんこれは耕地のみでなく山林原野、宅地等を含む民有有租地なので正確にはいえないが、ともかく不在

第4表 不動堂村における民有有租地の本村人、他町村人別所有状況

本村人所有	本村人外人の所有に係るもの					合計	他町村人 所有面積 比率
	郡内他町 村人所有	県内他郡市 町村人所有	県外人 所有	計			
明治33年	323.0町	30.0町	19.4町	21.7町	71.1町	394.1町	18.1%
40年	291.1	48.4	44.5	10.8	103.7	394.8	26.3
昭和3年	269.7	60.4	45.8	13.0	119.7	389.8	30.7

(注) 宮城県生産統計および県統計書

10) 農地改革記録委員会「農地改革顛末概要」817ページ

11) 桜井家書類綴より

12) 斎藤善右工門家明治39年度不動堂村管理小作立附帳(桜井家所蔵)

地主の土地集積が進んだことをしめているとみてよいであろう。民有有租地全面積に対する他町村人所有比率をみれば、明治 33 年の 18% から 40 年の 26% と 7 年間に 8% ふえている。これに対し明治 40 年から昭和 3 年までの 21 年間に 4% ふえているのみであることからみて、明治末期に急速に不在地主の土地集積が進んだことがわかる。

他方村地主をみれば、石塚家の没落にかわって明治中期から大正初期にかけて小松家が村内一の大地主へと成長している。小松家は明治の初期には 2~3 町耕作していた。そして後藤家の側近となっていたのであるが、後藤家が政治活動を行なって資産を失なうにさいしてその土地の一部を手に入れ、また小金を貸して着々と土地を集めつつあった。小松家が急速に土地を集めしたのは明治 30 年以降といわれる。すなわちうちつづく凶作によって貧困におとしいれられた農民の土地を買い集め、また抵当物件として手に入れたのである。かくして明治 30 年代末には 200 石取りの地主と呼ばれるようになっている。つまり約 20 町所有していたわけである。その後明治 40 年代や大正初年の凶作によってさらに土地所有を増加した。大正初期の小松家の所有面積はわからないが、大正 13 年には不動堂村の他に遠田郡 2ヶ村志田郡 2ヶ村にわたって水田 57.3 町、畑 9 町、合計 66.3 町歩を所有するにいたっている。¹³⁾ 村内の所有面積はよくわからないが 50 町以上を所有していたことは確かであり、不動堂村の全耕地の約 1/6 をしめていたことになる。かくして明治末期から大正初期にかけて土地を集めした小松家は村内一の地主へと成長するのである。小松家はそれ以前にも以後にも村内ただ一人の 50 町以上所有地主であった。

さてこのように明治末期から大正初期にかけて地主小作分解が進み、不在地主の土地集積が進み、また小松家が村内一の地主に成長する等の変化がみられたが、大正中期以降昭和初期にかけて以上のような状態で大きな変化はみられないようである。すなわちわずかの変化はある、地主小作分解も停滞し、不在地主の土地集積もそれほど進まず、小松家や斎善家の所有地も大きな変化をみせていないのである。このことからみて明治末期から大正初期にかけて地主の支配が確立したと考えられる。

4. 明治末期における養蚕業の発展

明治末期の水稻生産力の不安定は小作農を苦難におとしいれたばかりでなく、自小作・自作農に没落の危険をもたらした。また自作地主にとっても自作地の水稻反収の低さに加えて凶作にもとづく小作料收取の不安定は転落する可能性もしくは地主としてさらに上昇できないという問題をもたらした。

このような水稻生産の不安定を解決する一つの道として比較的の冷害や水害の影響が少ない養蚕をとりいれようとした。かくして明治末期に急速に養蚕が発展するのである。すなわち明治

13) 農務局「五十町以上大地主」調査、大正十三年六月農業発達史調査会編「日本農業発達史」第 7 卷所収

第5表 不動堂村における養蚕業の変遷 (明治大正期)

	桑園面積	掃立枚数	収織量	飼養農家戸数		
				春蚕	夏秋蚕	実戸数
明治 31 年	15.5 町	88 枚	76 石	49 戸	8 戸	57 戸
32	15.3	112	96	54	11	54
33	15.5	92	96	57	—	57
34	15.6	147	118	71	—	71
35	15.6	153	135	84	12	84
36	15.2	95	65	48	28	48
37	17.5	98	111	46	20	46
38	19.0	98	87	45	20	53
39	38.1	99	82	35	22	39
40	40.4	96	95	44	19	63
41	39.0	108	115	26	32	41
42	39.0	143	165	50	61	70
43	39.0	189	205	59	43	69
44	40.1	174.3	196	68	47	
大正 1 年						
2	33.1	134.4	144	52	45	
3	33.2	141.7	109	55	46	
4						
5						
6		140	158	55	62	
7		129	176	54	47	
8		123	174	50	45	
9		123	153	47	47	
10		381	1825貫	49	63	
11						

(注) 宮城県生産統計(明31~43)および各年度県統計書

31年に比較して42年には生産力の不安定な水田は村内で1町歩しかふえていないのに対して畑は10町歩も増加しているし、¹⁴⁾また桑園面積も15町歩から40町歩へと非常に増大している。養蚕戸数も、31年から43年にかけて、春蚕のばあいは49戸から68戸へ、夏秋蚕のばあいは8戸から47戸へとふえている。(このような夏秋蚕戸数の顕著な増加は養蚕業の副業部門としての確立を意味している。)

養蚕を特に積極的にとり入れ、また拡大したのは、自作地主・自作・自小作上層であった。そして開墾栽桑・蚕室建築等を積極的に行なうのである。そのために彼等は所有地を抵当に入れて農工銀行から資金を借りたりしている。たとえば、佐藤吉三郎氏(当時2~3町耕作自作農)は約2町の土地を抵当に入れて開墾栽桑のために明治39年農工銀行より400円を借りている。また大崎駒五郎氏(当時自作地3町、小作地1町)と桜井弥治郎氏(当時自作地2町5反、貸付地2町)が田尻町の三沢氏(所有地不明)と三人共同で農工銀行に約6町歩の桑園仕立を理由として2千円の借入れを申入れている。(注)その結果39年に1570円の融資が認められ、桜井氏660円、大崎氏400円、三沢氏510円とそれぞれ分割して借りている。その他に桜井氏は蚕室建築のために1,113円、畠1町歩桑園仕立料として200円計1,313円を農工銀行から借りる申込みをしている。また桜井家では、明治41年12月土地開墾の結果地目変更の登記をしているが、それによれば同村峯山の山林4反8畝20歩を畠5反1畝23歩と

14)宮城県生産統計

し、桑畠にしている。¹⁵⁾

(注)その内容は次のとおりである。(桜井家所蔵書類綴より)

「年賦償還農業借入請求書

一、借入金弐千円也

一、借入の目的 桑園仕立

一、借入金使用方法

一金 弐千拾弐円 内訳

一金 弐百七拾円也 畑堀費

但 畑六町歩深堀人夫堀反歩拾五人掛り毫人賃金三拾錢

一金 壱千五拾円也 桑苗木

但 桑苗木四万二千本一反歩ニ付七百本植付割一本金二錢五厘

一金 弐百弐拾五円也 植付及手入費

..... (中略)

一、事業着手及成功ノ時期

事業着手ハ明治三拾八年拾二月成功期ハ着手ヨリ四年目即チ明治四拾一年春季桑葉収穫時

一、事業成功後ノ収益

桑葉成木期ハ培殖ニ依リ六年目春期桑葉収穫量九千貫目一貫目金拾錢トシテ金九百円収桑ヲ以テ各自
養蚕飼育用ニ供ス尙過剰分ハ売却ス

..... (後略)

このようにして自作地主や上層農は養蚕に力を入れ、桑畠の増反が進んだが養蚕に力を入れたのはこれ等の層ばかりではなかった。たとえば大地主に成長しつつあった小松家では、それ以前にも養蚕はやっていたが、30年代末期から貸付している畠のほとんどに桑を植えている。ただしそれは専用桑園ではなく、いわゆる立通桑園であり、地主は下作の小作料をとる他に桑葉を取得するという二重の利益を享受するものであった。だからこの小松家の他にほとんどの在村地主が貸付畠地に桑を植えたといわれる。結局明治末期の水稻生産の低位にもとづく小作料收取の不安定、また明治30年代以降の県当局の奨励等から地主の桑園に対する関心が深まったためであろうと思われる。

小作農も借金して蚕具を買い養蚕をはじめたといわれるが、どのような層でどの程度かは不明である。

このように地主層、自作地主、自作・自小作上層、小作層共に養蚕をとりいれるのであるが、各層それぞれの理由でもって養蚕をはじめ、また拡大するのである。すなわち、地主層は小作料收取の不安定から脱却するために、自作地主、自作・自小作上層は水稻生産力の不安定による転落の危険にさらされている状態を解決するために、小作農は同じく経営と生活の破壊から逃れるために、比較的冷害や水害の影響を受けず当時県当局が補助奨励していた養蚕をとりいれようとしたのである。

これ等の各層のなかで最も積極的にとりいれ、養蚕の生産力担当層となったものは自作地主、自作・自小作上層であったと推測される。というのは、地主層は立通桑園という比較的粗

15) 桜井家所蔵書類綴より

放で生産性の低い桑園を用い、また桑葉販売が大きな比重をしめたといわれるし、小作農や下層農のばあいは資金も少なくそれほど大規模にやれないであろうし、少數であるといわれているので、これ等の層は養蚕を発展させた層とはいえないだろうからである。これに対し、自作地主、自作・自小作上層は、自作地に桑を植えることはできるし、抵当になる土地もあるため資金を借りることもできるので、さきの例にもみたように積極的に桑園を拡大し、蚕室を作り、またその桑園も刈桑桑園であり、生産性も高かつたであろうことが推測される。

5. 産業組合の設立と地主間の対立の発生

このようにして養蚕をとりいれる一方、うちつづく凶作による転落の危険に加えて魚粕・大豆粕等の購入肥料の増大や養蚕の拡大のための資金難を解決するために、自作地主、自作・自小作上層の一部が中心となって産業組合を結成した。すなわち明治 37 年「有限責任不動堂購買販売組合」が作られるのである。

設立当初の組合員数は 86 名であり、組合長は桜井弥治郎氏、組合設立の主要目的は肥料、種苗、農蚕具、蚕種等の購入、米麦、大豆の販売であった。

組合には「主に村の中産階級の人が入っていた」と桜井久治氏（弥治郎氏子息）は語っている。また役員になったものは主に自作地主と自作農で 2~3 町を耕作していたといわれる。注

(注) 役員の階層性を知る当時の資料がないので、昭和 22 年センサスみてみる。もちろん世代もかわっているし、大きな変化もあると考えられるのであまりあてにはならない。しかしそのような資料によっても、役員は一般に当時自作地主、自作農もしくは自小作上層であったろうことが推測される。すなわち附表 1 によればほとんど自作農か自小作農で、貸付地をもっているのである。

附表 1 明治期産業組合役員の階層構成

氏名	役職名	自小作別	經營面積	貸付地	備考
桜井 弥治郎	組合長	自	16.9 反	一反	約 8 町の貸付地があるが家族名儀
石堂 桃太郎	理事	自	11.6	—	昭和 3 年当時 17 町の土地所有者
阿部 哲三郎	"	小	15.0	14.0	
佐々木長右工門	"	自	24.7	13.0	
佐藤 吉三郎	監事	自	39.4	3.6	
熱海 清兵郎	"	一	—	—	脱農、明治期 2~3 町自作農
梯谷 三千歳	"	小	6.4	—	

(注) 役員名は小牛田不動堂農協「組合のあゆみ」 1 ページ

その他は昭和 22 年臨農センサス個表より作成

同様にして組合員の階層性をみてみよう。組合員名簿がないので、大正 5, 6 年の肥料購入者名でみてみる。その当時は設立当初の半分に組合員が減っていたので、ここに残って肥料を買っている組合員は比較的産組活動に積極的であったと考えられる。このような組合員の昭和 22 年当時の状態を附表 2 によってみれば、32 名中所有地のあるものつまり自作、自小作農は 25 名であり、貸付地をもつもの 15 名である。經營面積をみれば、15 反以上の農家が多く、特に 3 町以上層の組合員が多い。これらのことからみて組合は自作地主、自作、自小作上層で主に構成されていたと考えてよいであらう。これはさきの桜井氏の言葉と一致するものである。結局このような層は没落から身を守り、地主や肥料商の収奪から逃れて經營を発展させよう

附表 2 明治期産業組合員の階層構成

経営面積別 自小作別	~1町	1~1.5	1.5~2	2~3	3~	計	うち貸付地所有者
	一	1	2	1	1	5	(3)
自 作	—	1	2	1	1	5	(3)
自 小 作	1	1	—	—	5	7	(5)
小 自 作	—	1	3	5	4	13	(6)
小 作	1	2	3	1	—	7	(1)
計	2	5	8	7	10	32	
うち貸付地所有者	(1)	(2)	(2)	(3)	(7)		(15)

(注) 組合員名は桜井家所蔵「肥料引渡手帳」

その他は昭22臨農センサス個表より作成

としていたと考えられる。

事業の内容や活動状況は明確ではないが、実際には肥料が主に購買され、販売はほとんどなされなかつたようである。だが、大正5,6年時の肥料売渡帳をみれば、5年度には32名に大豆粕780枚、鯨粕70俵、合計購入金額1,494円、6年度には35名に鰐粕182俵、大豆粕63枚、鯨粕88俵、完全肥料100呎(別の帳簿によれば鰐粕232俵、大豆粕88枚、鯨粕23俵、完全肥料100呎、合計金額2,140円)と肥料購入面で大きな成果をあげている¹⁶⁾。この帳簿にのつた以外にももっと購入していたようである。このような活動は、肥料の購入資金に困り、地主による肥料貸付や高利の資金貸付にたよらざるを得ない耕作農民にとっては大きな助けとなつたといわれている。

この産業組合の存在は、小作料收取の他に高利貸、肥料貸付等によって利益を受けている地主にとっては大きな問題であった。そこで地主層、特に村内一の地主へと成長しつつあった小松家は道家家等と共に「熾烈を極めた反産運動」¹⁷⁾を起すのである。たとえば小松家は自家と小作関係、もしくは借金がある農民に対して産業組合を脱退するよう強制、もしくは買収し、或る程度の成果をあげている。その他様々の妨害を行なつたといわれる。そのために小松家と産業組合長である桜井家を中心とする自作地主、自作、自小作上層とは激しく対立した。それ以前にも桜井家が斎善家の土地保管人になった事に小松家は不満を感じ、感情的対立がめばえていたのであるが、その対立が産業組合の結成を契機にさらに激しくなつたのである。かくして村内は小松派と桜井派に別れ、後には村政にまでこの派閥争そいが及び、それが終戦時まで続くのである。この対立は、大正中期以降、桜井家や石堂家等が小地主として成長するので、中小地主、自作地主対大地主という対立に転化している。明治末期に発生したこのような対立は旧領主後藤家を中心とした部落的結合をくずし始め、またこの対立は農民運動の発生、その

16) 桜井家所蔵 産業組合「肥料引渡手帳」

17) 小牛田町不動堂農業協同組合「組合十年のあゆめ」1ページ

成功の一つの大きな原因になるのである。

さてこのような結果をもたらした産業組合は大正9年になって解散している。「物価騰貴により資金の減少を來し、肥料の如きも結合員に満足を与ふること困難となり、之れが増資をなさんとするも得ず」¹⁸⁾といふことが解散の理由になっている。だがその背後には組合構成員の分解の進行にもとづく組合員内の利害の不一致があつたと思われる。すなわち組合の主要な構成員で転落防止の線でまとまつた自作地主、自作・自小作上層は、連年の凶作、大正期の反収安定や物価高騰を通じて中小地主へ上昇するものと小作農へ下降するものとに分裂していった。そして中小地主は大正期の生産力安定にもとづく小作料收取の安定から特に産業組合にたよらなくてよくなつていたし、直接に自分で肥料や資金の貸付を行ない小作人を自己の支配下におけるようになつていたし、その方がまた有利であった。他方組合が米販売をやっていないこと、凶作が連續して起つたこと等により転落者から、肥料代金の回収が困難になつてゐた。かくして大正中期の物価高騰のさいには増資をすることもできず解散してしまうのである。

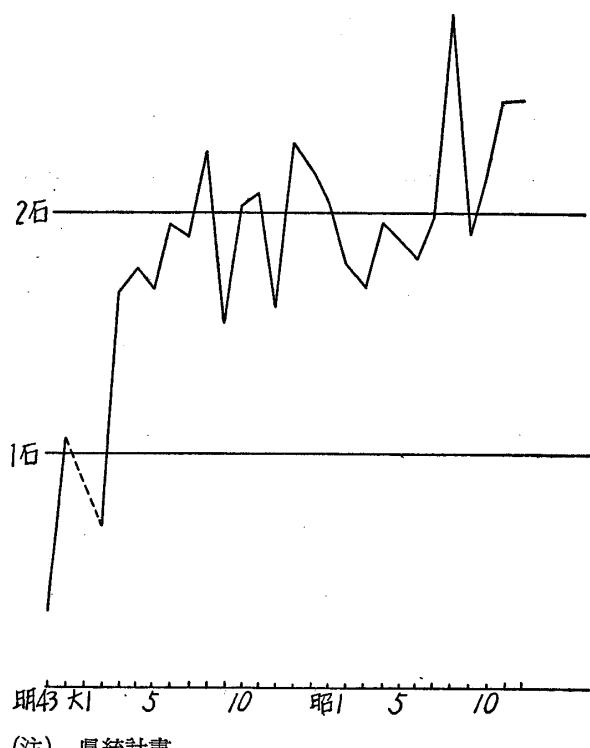
結局、自作地主、自作・自小作上層の分解を防止する手段としての性格を有した産業組合はこの層の分解を主要な原因として大正9年解散してしまうのである。

III. 大正期における生産力の上昇

1. 生産力の向上と小作農民の自立化

明治末期に非常に低かった水稻反収は大正初期より急上昇しはじめた。そして大正6年には

第5図 不動堂村における大正昭和初期の水稻反収



2石1斗5升までに上昇し、はじめて
2石台を突破するのである。それ以後
も1石5斗以下に反収が下がることは
なく、2石の線を上下している。

このような大正初期における水稻生
産力の上昇は、明治末期から徐々に導
入されつつあつた稻作技術、すなわち
有機質肥料と少肥多収品種（昭和初期
の品種と比較しての少肥）の採用に代
表される明治的稻作技術が効果を現わ
してきたことによるものである。

大豆粕、魚粕等の有機質肥料の施用
は、明治30年頃より年々增加を続け
ていた。村全体の肥料購入量はわから

ないが、さきにみた産業組合の肥料購入申込状態をみると、大正5・6年度のばあいであるが、第6表にしめすように、一戸当大豆粕約30枚、鯨粕約4俵、鱈粕7俵、完全肥料3呎となり、かなり多く使用していることがわかる。また大正5年のばあいには大豆粕に鯨粕のみで肥料購入金額が一戸当約50円となっている。当然、この組合以外からも、また他の肥料も買っていたであろう。これらのことからみて購入肥料の施用は非常に多くなっていたことがわかる。

第6表 不動堂産業組合における肥料購入量

	大豆粕	鯨粕	鱈粕	完全肥料	実質合計
大正五年	購入申込者数 一戸当数量 一戸当金額	30人 26枚 19.7円	19人 3.7俵 38.3円	— — —	32人 — 47.6円
	大正六年		購入申込者数 一戸当数量	2 31.5枚	21 4.2俵
				25 7.3俵	30 3.3呎
				35人	—

(注) 桜井家所蔵「産業組合肥料引渡手控帳」

このような有機質肥料の増加に対応して、「亀ノ尾」に代表される少肥多収品種が採用された。それまでは「愛國」種が多くったが、明治35・38年の冷害凶作で種もみずらなくなつた状態の時山形県から「亀ノ尾」が移入され、それ以後急速に普及したのである。かくして第7表にみられるように不動堂村では明治42年頃には「愛國」種はほとんど栽培されず、「亀ノ尾」が多く作付されるようになっている。

明治30年頃に遠田郡に馬耕が導入されたが、明治末期から大正初期にかけて郡内に普及している。不動堂村において当時どの程度普及したかはわからないが、桜井家のばあいは明治末年頃に富山犁を入れて馬耕をはじめ、大正10年頃に松山犁を入れている。また明治30年代試作段階であった正条植は明治40年頃には耕地整理のなされている諸町村で全般的に行われていたが、耕地整理のなされていない不動堂村においてはおくれて明治末年頃に普及している。これらのさまざまの技術が大きな冷害や水害のなかつた大正期に総合されて開花したので

第7表 明治末期の不動堂村における水稻品種作付状況

	明治42年			明治43年		
	早稲	中稲	晚稲	早稲	中稲	晚稲
作付反別	20.0町	215.5	10.0	25.0	207.8	12.7
稻品種名	弘前 態糯 目黒	亀ノ尾 笠間坊主 青柄元禄 サライ坊主 白毛	青物	弘前早稲 態糯 目黒	亀ノ尾 笠間坊主 白毛	青柄元禄

(注) 県生産統計

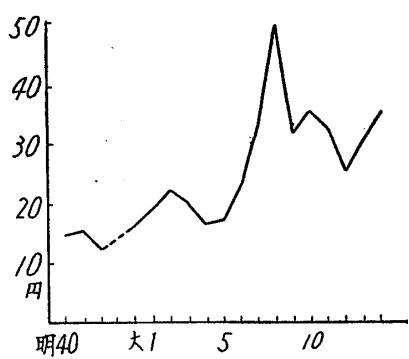
ある。

かくしてもたらされた大正初期以降の水稻生産力の上昇と安定は、水稻生産にその主要な収入の源泉をおく不動堂村の農民に、その経営と生活の安定をもたらした。さらに反収の増大は必然的に小作料率の低下をもたらし、もちろん後にのべるように大正中期には小作料の吊上げがなされるのであるが、それでも明治期にくらべれば低下しており、これらは小作農民特にその上層に余剰部分が残ることを可能にし、小商品生産者への発展が展望されるようにした。

他方第6図にみられるように大正中期に米価が急激に高騰している。水稻生産の安定に加うるに米価の高騰は農民層に販売部分の増大をもたらし、小作農の小商品生産者への成長とその自立化を促進したと考えられる。

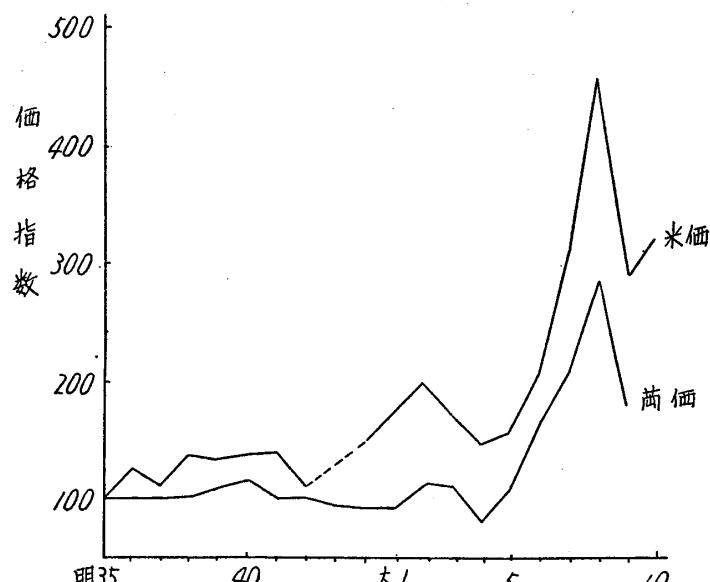
明治末期に発展した養蚕をみると、大正期に入ると停滞してくる。すなわちさきの第5表にみられるように桑園面積はあまりふえず、飼養農家戸数も明治期に比してやや減少し停滞気味であり、掃立枚数や収繭量も減少している。

第6図 遠田郡における米価の変動



このような大正期における養蚕の停滞は水稻生産力の向上によるものと思われる。つまり以前のように水稻生産の不安定による低収入を養蚕で補なうという形をとらなくてもよくなり、さらに米価の高騰に対して繭価が相対的に低かったことも養蚕戸数の停滞をもたらす一要因になったと考えられる。結局大正初期から中期にかけて養蚕業の停滞は米作農民の安定化を意味するものといえよう。

第7図 明治大正期における米価繭価指数の変動（遠田郡）



(注) 遠田郡誌

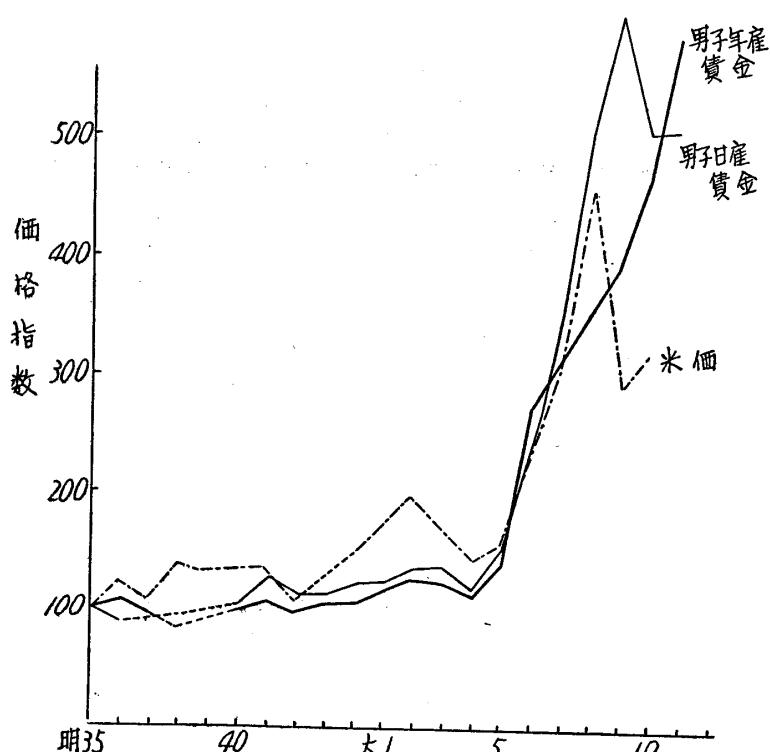
一方大正期になると養蚕農家の一戸当収織量は増加しており、また掃立枚数に対する収織量も増加している。これは養蚕をとりいれている農家はその現金収入も多くなり、小商品生産者として発展していることをしめしている。

さきにみたような魚粕や大豆粕等の購入肥料の施用増大は農家が貨幣経済にまきこまれたことをしめしている。これに加えて大正2年不動堂村藤ヶ崎に小牛田駅ができたため、同村素山の草刈場であった村有地が村当局によって区劃整理され住宅地になってしまったことは、自給肥料もしくは飼料の給源を減少させるという結果をもたらした。かくして農民はこれまで増大していた購入肥料をさらに増加させざるを得ず、それに対応して農民層は米販売を多くせざるを得ず、一層貨幣経済にまきこまれる結果になり、また自給に依存してきた下層すらもむりやり貨幣経済にまきこまれることになったのである。

この下層農に関していえば、大正中期における農業労賃の高騰はその人格の自立化に大きな影響をおよぼしたと考えられる。すなわち第8図にみられるように、それまで米価の上昇に併なつて上昇しなかった農業労賃は、大正5年以降米価の上昇率を追いこすほどの上昇をしめすのである。また小牛田駅の設立による非農家の増大、不在地主の進出による恩恵的・地主・小作関係の減少等々は農民層の人格のめざめにやくだったと思われる。

以上のべたように、大正期における水稻生产力の上昇と安定、米価の高騰、養蚕農家の養蚕生产力の増大、購入肥料の増加等々は自小作、小作農民層を商品経済にまきこみ、また小商品

第8図 遠田郡における農業労賃の変化



(注) 遠田郡誌

生産者への発展を展望させ、その自立化をもたらし、加えて農業労賃の高騰、非農家の増大、不在地主の進出等は小作、小作農の人格的自立化を促進したのである。

2. 在村大地主による村支配の確立

明治末期における水稻生产力の不安定は、地主の土地集積を進めたが、一方では地主制の存立の基盤である小作料收取の不安定をもたらすものであった。(注)

しかし大正初期よりの水稻反収の安定は小作料收取の安定をもたらし、また反収の増大は小作料の吊上げを可能にした。かくして大正中期には小作料が一斉に引上げられている。たとえば桜井家のばあい第8表にみられるように5升ないし1斗、約1割の小作料値上げがなされている。また不在地主である田尻町の菊地弁蔵家(昭和3年村内所有地4町、全所有地220町)では、大正4年「当時ノ小作料ハ一反歩九斗ノ割合デアリマシタガ、六、七両年ニ種々ノ口実ノモトニ一石ノ割合ニ引き上げ」¹⁹⁾ている。南郷村の地主も同じ頃に不動堂村において一石に引き上げたといわれる。ほとんどの地主がこのように小作料をあげたのであるが、不在地主の斎藤善右衛門家、相馬家のばあいは引上げていない。その結果昭和3年当時の小作料は第9表の如くなっている。

第8表 桜井家における
小作料の変化

	小作料		
	高	中	低
明治末期	9斗	8斗7升	8斗5升
大正末期	1石1斗	9斗6升	9斗

注) 明治36年、大正15年度桜井家
小作立附合帳より作成

き上げたといわれる。ほとんどの地主がこのように小作料をあげたのであるが、不在地主の斎藤善右衛門家、相馬家のばあいは引上げていない。その結果昭和3年当時の小作料は第9表の如くなっている。

このように小作料はひきあげられているが、小作料率は低くなっている。明治期における明確な資料がないので、斎善家の明治末期小作立附合帳より計算した小作料額と不動堂村の平均反収によって小作料率を推測してみる。第10表によ

第9表 昭和初期の各地主小作料

不在地主	小作料	在村地主	小作料
斎藤善右衛門	9斗	小松陽之進	9斗6升
鈴木良策	1石	桜井久治	9斗6升
野田真一	1石		
佐々木建太郎	1石		
相馬孟胤	8斗		
菊地弁蔵	1石		
		普通	9斗5升

注) 主にききとりによる、その他、桜井家
斎善家立附合帳、小作調停申立書等による。

れば斎善家の平均の契約小作料は9斗であるが、35年の凶作のさいには5斗5升に下げられ、37、39、42年度は契約小作料通りである。これによれば、一般に反収が低いため、特別な凶年でなくとも小作料率は60~80%になり、35年のように凶作のばあいには減免をしても約80%の小作料率になっている。これに対し、大正末期の小作料率を第11表でみると非常に低くなっている。この表は村当局の

(注) これを解決するために、地主は諸改良事業を行ない、特に近隣の町村では明治末期から大正初期にかけて耕地整理事業がなされている。しかし不動堂村においては一部に要求はあったが、地主側が積極的でなく、また派閥争そいでまとまらず、結局耕地整理はやられなかった。そして農民運動後、昭和期になってはじめて農民層の要求によってなされるのである。

19) 県庁文書課所蔵小作調停関係書類より

第10表 明治末期における斎藤善右工門家の小作料率

	不動堂村 水稻反当 収量	契約小作 料 (平均)	実納小作 料 (平均)	実納小 料率作
明治35年	6.9斗	9.0斗	5.5斗	79%
37	15.4	9.0	9.0	58
39	10.5	9.0	9.0	85
42	11.2	9.0	9.0	80

注) 斎藤善右工門家各年度不動堂村管理小作立附帳より作成。

調べによる反収と小作料額、それに桜井家の小作料額をあわせてみたものである。(斎善家のばあい小作料不变のため当然小作料率は低くなっているので比較の対象にしない。)それによれば、小作料率は大体45%程度である。桜井家の最高小作料の1石1斗のばあいをみても50%台である。大正12年の不作には60%台になっているが、これは契約小作料であり当然減免されて50%台になっていると思

われる。不完全なものではあるが、以上の資料からみて小作料率が低下したことが推測される。

だが、小作料率が下がったとはいえ、小作料の増額、その收取の安定は地主経営の安定をもたらすものであった。かくして特に手作経営をやる必要もなくなり、生産過程から遊離はじめ、寄生化してゆくのである。たとえば小松家では大正中期に養蚕をやめ、耕作地も2~3町から2~3反へと縮少している。道家家も同様である。

このように生産過程から遊離しつつあった地主は、流通過程における米価の維持に主な関心をもつようになった。そして大正4年頃斎善家を中心にして小牛田駅周辺の地主が株主になつて小牛田倉庫株式会社を作り、約四千石入りの倉庫を作っている。不動堂村の地主もほとんど株主になり、小作米を入れている。小松家も急速な土地集積のため自己の倉のみではまにあわずそこに入れている。社長は最初中津山の大地主阿部秀逸氏であったが、大正10年頃桜井久治氏がなっている。

一方肥料貸付に关心を持つ地主は大正6年小牛田肥料株式会社を作っている。(注)肥料商をなしかに入れず、また産業組合に対抗してそこから肥料を買い小作人に直接貸付けるのである。不動堂村の大部分の地主が株主になり、特に小松家が力を入れたといわれる。これは資本貸付と

第11表 大正末期不動堂村における水稻反収ならびに小作料率

	反当収量			小作料 (不動堂村)			同小作料率			桜井家小作料			同小作料率		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最均	平低
大正10年	石 2,186	石 1,928	石 2,045	石 ,965	石 ,900	石 ,930	% 44.1	% 46.7	% 45.5	石 1,100	石 ,900	石 ,960	% 50.3	% 46.7	% 46.9
11	2,190	2,058	2,095	"	"	"	44.1	43.7	44.4	"	"	"	50.2	43.7	45.8
12	1,650	1,590	1,640	"	"	"	58.5	56.6	54.9	"	"	"	66.6	56.6	58.5
13	2,373	2,221	2,281	"	"	"	40.7	40.5	40.8	"	"	"	46.3	40.5	42.0
14	2,260	2,145	2,182	"	"	"	42.7	42.5	42.6	"	"	"	48.6	42.5	43.9

注) 「肥料売買、委託販売、動産不動産の売買及貸借仲介、有価証券の委託売買及仲介、金銭物品の貸付及仲介、倉庫業及之に附帯する業務を取扱ふ。……当会社の利用範囲は遠田郡及志田、栗原の一部にして、貸金高萬壱千四百貳拾壠円、肥料貸高八千四百五拾八円とす。」(遠田郡誌 375 ページ)

同様に小作農支配の大きな道具であった。

こうして地主は小作料收取者、貸付資本所有者であると同時に、肥料貸付者、倉庫所有者となり、小作農支配を成長させ確立させるのである。

このような地主経営の成長と安定に対応して大正中期に村政における大地主支配が確立している。明治期の村政は旧領主後藤家を中心に小松、石塚、道家家等の側近によって動かされてきた。さきに述べたように不動堂村は一部落のみによって作られたものであるため、幕藩期後藤家によって支配されていた水利管理は村に移行され、部落有地は村有地になっている。そのため後藤家を中心にし領主臣下という関係を主要にした部落的結合は、村機構という媒介物を通してではあったが、明治期にも存続したのである。しかし貨幣経済の滲透による農民層の分解、大地主の成長等によって村民の家臣としての秩序がくずれ、旧領主を中心とする部落的結合、ならびにその支配は徐々にくずれつつあった。それに加えて小松家と桜井家の対立の発生、村有採草地の減少はそれに拍車をかけるものであった。このような状態のところに、大正初期に 50 町をこえる土地を持つにいたり、生産力の安定にともなって寄生地主化した小松家はその勢力を拡大し、後藤家の離村をきっかけとして、小地主や自作農を背景とする桜井派をおさえて村長となり、大正 8 年から昭和 6 年まで 13 年間村政を支配するのである。(注)この村政をにぎるということは、水稻生産を主要とするところにおいて部落支配の鍵である水利権をにぎることになり、その支配を確立させるものであった。

かくして大正期に地主経営が安定し、在村大地主の村支配が確立されたのであるが、この基盤になった生産力の向上は同時に小作農の自立化をもたらすという矛盾を含むものであり、その矛盾が大正末期から昭和初期の反収停滞、米価下落等を契機として発現するのである。

3. 在村・不在村各地主の土地所有状況

ここで在村地主、不在村地主それぞれの土地所有状況を見てみる。

第 12 表 不動堂村民有有租地の地目別による本村人、他町村人別所有状況(昭和 3 年)

本村人 所有	本村人外の所有				計	総計	他町村人 所有比率	宮城県 他町村人 所有面積 比率	遠田郡 "
	郡内他町 村人所有	県内他郡 市人所有	県外人						
水 田 畑	町 166.27 42.97	町 45.77 3.02	町 39.94 3.43	町 10.76 —	町 96.47 6.45	町 262.75 49.43	36.7% 13.1	29.8% 14.8	38.5% 25.0
(耕 地 計)	209.24	48.79	43.37	10.76	102.92	312.18	33.0	24.8	35.3
宅 地	21.70	1.49	1.48	0.00	2.97	24.69	12.1	6.8	9.3
山林原野及雑種地	38.75	10.57	0.91	2.28	13.77	52.53	26.2	15.8	43.0
計	269.70	60.87	45.78	13.04	119.69	389.41	30.7	19.2	36.1

注) 昭和 3 年度県統計書

注) 歴代の村長は次のとおりである。小松源右工門、後藤敏康、石塚辰造、後藤敏康、道家龜寿郎、小松吉三郎、熱海謙五郎、小松陽之進(大8~昭6)、桜井弥治郎(昭6~8)、加藤豹五郎(昭8~14)、大友高治(昭15~16)、袖井開(昭16~18)

昭和3年度の民有有租地全面積のうち30%，耕地面積のうち33%が他町村人の所有になっている。水田のみではそれより高く36%，畠のばあいは非常に少なく13%が他町村人の所有になっている。他町村人は水田を主に集中していることがわかる。畠面積の他町村人所有の進出は、宮城県、遠田郡のそれに比して進んでいない。他方、全面積、耕地全面積、水田面積のそれぞれの他町村人所有比率は宮城県全体のそれよりはるかに高く他町村人所有が進んでいることがわかるが、遠田郡よりは比率が小さい。結局不在地主の進出は進んでいるが、遠田郡の大部分の町村よりは不在地主の支配は進んでいないといえよう。

それでは在村地主の支配はどの程度であったかを次にみたのであるが、在村地主全体の所有する小作地面積がわからない。そこで、他町村人所有耕地面積はほとんど小作地とみられるので、不動堂村の全小作地面積からそれを差引いて在村地主の所有する小作地面積の比率を出してみよう。

それを第13表でみてみると、不動堂村の総耕地の約半分が在村地主所有の小作地であることをしめしている。宮城県、遠田郡のそれぞれの比率よりもずっと多い。水田も畠もそのとおりである。このことから不動堂村においては不在地主の土地所有も多いが、他町村よりも比較的在村地主の土地集積も進み、その支配力も強かつたであろうことが推測される。

ついでに、鳴瀬川をへだてて本村の対岸にあり、大崎地方における農民運動の先端をきった志田郡松山町の不在地主の支配程度を不動堂村と比較してみよう。松山町は典型的な不在地主村であったことを佐藤正氏は農民運動の分析のなかで明らかにしている。²⁰⁾松山町における民有有租地の他町村人所有比率は35%で不動堂村より5%高く、水田のばあいは45%で約10%も高い。またさきの計算方法により在村地主の所有する小作地面積の比率をみれば、水田のばあいであるが約40%で不動堂より10%も少ない。結局これらのことから松山町よりも不動堂村においては不在地主の支配は弱く、在村地主の土地集積が進み、その支配力も強かつたことがわかる。これは松山町全体をみた結果であるが、農民組合の組織された須摩屋部落ではさらに不在地主の土地集中が激しかったのである。この在村地主と不在地主の支配程度の

第13表 不動堂村における小作地面積および在村地主所有小作地推定面積（昭和3年）

	総面積 (a)	小作地 面積 (b)	他町村人 所有面積 (c)	在村地主 所有小作 地推定面 積(b-c)	同比率 (b)-(c) (a)	宮城県在 村地主所 有小作 地推定面 積比率	遠田郡 同比率	小作地率		
								不動堂	宮城県	遠田郡
水田	町 260.2	町 224.5	町 96.4	町 128.1	49.2%	34.9%	42.0%	86.3%	78.6%	62.9%
畠	59.3	37.0	6.4	30.6	51.6	23.1	23.8	62.4	50.5	37.5
計	319.6	361.5	102.9	158.6	49.6	31.1	38.0	81.8	72.4	54.6

注) 昭和3年度県統計書より作成

20) 佐藤正「国家独占資本主義的農村体制形成期における小作農民の斗争」東北大農研彙報11巻3号1960, ならびに前掲「農民の諸組織形態に関する研究」

相違という点に、同じく水稻单作地帯であり、同じく大崎地方の農民運動の拠点であった松山町と不動堂村の農民運動の構造の一つの相違がある。

次に在村各地主の土地所有面積をみよう。第 14 表によって昭和 3 年度をみると、村内において 50 町歩以上を有するのは小松家のみである。(表には出でないが、小松家は松山町に 11 町歩、涌谷町 3 町、島鹿台 1 町を所有し、合計 74 町を所有している。)²¹⁾ 50 町以上所有地主が 1 戸のみであり、しかも 60 町位しか所有していないとはいえる、この小さな不動堂村において 60 町歩といえば総耕地の約 1/5 に当るものであり、強大な支配力を持っていることは想像に難くない。この小松家をのぞいてはあまり大きな在村地主はいらず、10 町歩台が 2 人 5 町歩以上が 3 人である。この 6 戸で村内の耕地の約 1/3 を所有しており、在村地主の所有小作地が総耕地の約半分をしめていることからみて、残りの約 1/6 が 5 町以下所有の小地主の所有になっているとみられる。

第 14 表 不動堂村関係地主土地所有耕地調 (昭和 3 年)
甲) 在住地主所有耕地調町 (5 町以上)

氏名	職業	住所	耕地所有反別			同上中 自作反 別	耕地所在 市町村名	小作人数	全所有 地面積
			田	畠	計				
大崎兵吾	農業	不動堂村	5.4 町	0.6 町	6.0 町	3.0 町	南郷 0.5 敷玉	5 人	
桜井弥治郎	"	"	4.6	3.0	7.6	2.5	不動堂	7	
石堂武一	商業	"	12.0	5.0	17.0	—	"	11	
道家吉郎	農業	"	11.4	2.0	13.4	0.1	"	31	
小松陽之進	"	"	52.2	6.6	58.6	0.2	"	67	
千葉健治	"	"	6.2	2.5	8.7	5.0	"	18	

乙) 不在地主所有耕地調 (1 町以上)

後藤康年	学生	仙台市土樋	8.5	0.8	9.4			16	?
斎藤善右工門	ナシ	桃生郡前谷地	31.9	3.0	34.9			62	1037.3 町
黒沢カヨ	"	" "	3.8	—	3.8			8	?
相馬孟胤	"	東京	10.8	—	10.8			19	?
斉藤英雄	"	遠田郡	10.7	—	10.7			13	104.3
佐々木君五郎	"	小牛田町	3.9	0.4	4.3			6	39.4
野田真一	"	志田郡古川町	6.1	—	6.1			5	345.5
菊地弁蔵	"	遠田郡南郷村	3.9	—	3.9			7	234.4
佐々木建太郎	"	田尻町	5.7	—	5.7			3	132.3
木村周作	医師	涌谷町	3.0	—	3.0			5	?
鈴木直治	ナシ	南郷村	3.1	—	3.1			7	126.7
石垣紋増	"	" "	1.3	—	1.3			4	?
野田健蔵	"	" "	3.8	0.1	3.9			7	34.2
" 琉磨	"	" "	1.5	—	1.5			2	?
小山田昇	"	小牛田町	4.8	1.4	6.2			12	7.4
石塚佐助	"	東京	4.0	—	4.0			9	?

注) 昭和 3 年度地主調査

21) 昭和 3 年度地主調査

次に不在地主をみてみると、本村における最大の不在地主は桃生郡前谷地村の千町歩地主斎藤善右衛門家で 35 町所有している。これに続く不在地主は 10 町所有の相馬家、小牛田町の斎藤英男家である。地主が多く住んでいる隣の南郷村の多くの地主が本村に土地を所有しているが、それぞれの所有面積は小さい。数多くの不在地主はいるが、総耕地の約 1 割を所有している斎善家をのぞいて、村内に特に多く土地を集積していた不在地主ではなく、小面積を所有している不在地主が多い。

以上のべたように、不動堂村においては小作地率が非常に高く、不在地主と在村地主の両面から土地が集積され、特に遠田郡の他町村や対岸の松山町に比して在村地主の力が強く、またさきにみたように主要な農民運動の発生地に比してもそうであり、ここに不動堂村の特徴の一つがあると考えられる。

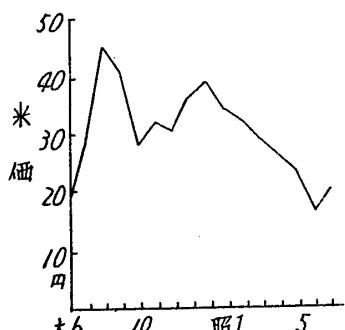
このように不在地主と違って人格的結合の強い在村地主が支配している不動堂村において、大正中期に在村大地主の村支配が確立されたのであるが、それは決して安定したものではなかった。すなわち一方では、在村地主間に対立があり、つまり在村小地主が大地主に対して反感をもちたとえば村政では野党的立場に立っており、在村大地主を中心とした村支配のヒエラルヒーというものは完全なものではなかった。他方では大正初期以降さきにのべたような生産力の向上等々により小作農の自立化が進んでいた。このような矛盾の上に立った在村大地主の村支配、不動堂村における地主制は、次にのべるような契機でもってはじまる農民運動によって危機におちいるのである。

IV. 農民運動の発生とその経過

1. 昭和初期の生産力停滞

1920 年の戦後恐慌に端を発して日本経済は慢性的な不況におちいり、米価をはじめ農産物価格は低落しはじめた。第 9 図にみられるように、戦後恐慌後米価は低落し、その後わずか回復したが、大正 14 年を頂点として急速に低落している。

第 9 図 昭和初期の米価変動
(宮城県)



大正初期から中期にかけての反収増大と米価高騰により小商品生産者として自立化する展望がひらけさらに発展しようとしていた小作、自小作農民にとって、また小作料を支払った後のわずかな剰余の販売もしくは窮迫販売によって肥料等の農業資材や生活用品の購入をなさねばならない農民にとって、米価の低落は大きな問題であった。しかも農家の購入品価格は農産物価格ほど急速に下落していないのである。

このような状態からぬけだそうとして、農民は反当収量を増大させようとし、集約的な農法に目を向けたのである。

反収増大をはかる簡単な方法として窒素肥料の増投がある。しかし明治的技術段階での有機質肥料による窒素肥料投下量には一定の限界があった。そこで第一次大戦後独占資本の発展のもとで確立した化学工業によって供給される無機質肥料の採用がなされるのである。特に大豆粕に代って硫安の施用が増加する。村内の肥料消費量に関する資料がないが、日農不動堂支部で昭和4年頃肥料の取扱いをやったさい、硫安、石灰窒素、過磷酸石灰等をかなり多く扱かったといわれる。だがどちらかといえば、大豆粕や魚粕等の方が多く取扱われたという。ところが、不動堂村産業組合で昭和12年に購買を予定した肥料種類をみると、ほとんどが無機質肥料で、有機質肥料としては撒豆粕のみという状態になっている。それも全金額の1.4%をしめているにすぎないのである。特に配合肥料、石灰窒素、硫安が多い。このことは急速に化学肥料の使用が進んだことをしめしており、さきにみた大正5,6年頃の産業組合の取扱肥料が有機質肥料のみであったことからみて大きな変化である。これ等のことから大正末期から昭和初期にかけては有機質肥料より無機質肥料への転換期であったことが推測される。

このような化学肥料の増投に対応して、耐肥性の強い品種が作付されるようになっている。村全体の品種別作付面積の資料がないので、昭和10年頃の斎善家の不動堂村下検見成績書にのっている品種とその作付面積によってそれを推測してみる。第16表によれば「福坊主」が下検見面積中7割をしめて最も多く、それに「奥羽2号」が次ぎ、明治期から大正期に非常に多く

第15表 不動堂産業組合における肥料購買予定量
(昭和12年)

肥料種類	数量	金額
配合肥料	1400	5390.00
硫安	125	562.50
石灰窒素	296	636.40
過磷酸石灰	66	89.10
肥料石灰	150	45.00
硫酸加里	12	67.80
撒豆粕	30	99.00
計	—	6889.80

注) 桜井家所蔵産業組合関係書類綴より

第16表 昭和10年頃の不動堂村における斎善家稻立毛下検見成績書による品種別作付面積

品種名	作付面積	同比率	検見申請人數
福坊主	24.8	72.1%	12人
奥羽2号	6.2	18.2	3
熊糞	1.2	3.5	1
陸羽132号	1.2	3.5	1
亀ノ尾	.9	2.6	1
愛國	.1	0.2	1
計	34.4	100.0	17

注) 桜井家所蔵、斎善家不動堂村稻立毛下検見成績書により作成

作られた「亀ノ尾」はわずかしか作付されていない。このことから村内でも一般に「福坊主」や「奥羽2号」が多く作付され、「亀ノ尾」の作付は少なくなっているとみてよいであろう。結局少肥多収品種から昭和初期には多肥多収品種へ転換しつつあったといえよう。

以上のことからみて、大正末期から昭和初期にかけての期間は稲作技術の交替期にあったとみられる。すなわちこの期間、有機質肥料と少肥多収品種の使用という明治末一大正初期の稲作技術から、無機質肥料と多肥多収品種の使用に代表される稲作技術へと転換しているのであ

る。(注)

しかしこのような農民層の反収上昇の努力もすぐにはよい結果をもたらさなかった。さきの第5図によれば、大正初期の反収上昇の伸びも大正8年で止まり、その後停滞状態にあり、大正13年を最高にして昭和6年頃まで反収は漸次低落していっている。

このような反収停滞は主に病虫害の増大によってもたらされたものであった。すなわち導入されつつあった新しい稲作技術の未完成が化学肥料特に窒素肥料の多投をもたらし、そのために稻熱病が多発するのである。結局技術交替のための反収停滞期といえよう。明治末期の水稻反収の位低と不安定が水害や冷害等の自然災害であったのに対し、昭和初期の反収停滞が病虫害の人工災害によるものであることは対照的である。

また不動堂村においては耕地整理や土地改良がなされていらず、乾田化や深耕が不可能であることも、現代的な稲作技術の順調な発展を妨げ、反収の停滞をもたらすものであった。さきにのべたような大地主の生産過程からの遊離、それに加えて反収の上昇が即座に小作料取得の増加にならないこと、米価の低落等から、地主側は耕地整理や土地改良を積極的にやろうとはしなかった。後にのべるように農民側の強い要求により昭和12年になってはじめて耕地整理がやられているのである。もはや地主側は生産力を発展させる意志をもたず、かえって発展の阻止要因になっていたといえよう。

このように、米価低落による収入の減少、購入肥料の増大による現金収入の必要等を反収上昇によって解決しようとしても、稲作技術の未完成、またそれにもとづく、病虫害の発生、耕地整理の未施行等によって反収はなかなか上昇せず、かえって下落傾向をしめすのである。そこに小作料を軽減することによって経営を守り発展させてゆこうとする動きが出てくる原因があったと考えられる。

このような農民の動きは、大正12年に作柄の不況を理由にして自小作上層の有力者を中心に小作人が村内の皎善寺に集まり小作料の2割減免を要求したことにまず現われた。これについて具体的な内容はわからない。結局は受け入れられず、また農民は組織されなかつた。しかし小作人が集まって地主に反抗するということに階級的な意識の成長がみられ、直接にはひきつがれなかつたとはいえ、昭和初期の農民運動の発生の萌芽となつたことに大きな意義がある。

他方農民は低米価と反収の頭打ちを補なうために現金収入の確実な道である養蚕を副業としてとりいれようとした。すなわち第17表にみられるように、大正初期の米価高騰期に停滞気味であった養蚕戸数は大正11年頃より多くなりはじめ、昭和のはじめには106戸もの農家つまり全農家の46% 約半数が養蚕をとり入れるようになっている。このようにして農民は經營を維持発展させようとして努力するのであるが、この努力も結局は繭価の米価以上の下落に

(注) この昭和初期の技術交替の問題に関するくわしくは、佐藤正、吉田寛一「農業生産力と農民運動」158～168ページ(東北大農研彙報、10巻、3号、1958)を参照されたい。

第17表 大正末昭和初期の不動堂村における養蚕業の変遷

	桑園面積	掲立枚数	収穫量	飼養農家戸数		
				春蚕	夏秋蚕	戸数
大正8年	町	123枚	174石	50戸	45戸	戸
9		123	153	47	47	
10						
11		381	1825貫	49	63	
12		413	2007	54	63	
13		387	2035	53	62	
14		338	2153	44	65	
昭和1年	26.1	379	2295	48	89	89
2	26.2	353	2143	52	106	106
3	26.2	296	1748	46	98	102
4	25.5	318	2146	41	82	89
5	25.5	222	1567	36	39	56
6	25.2	1744g	1424	46	41	70
7	22.4	1897	1562	41	47	62
8	24.0	1997	1472	37	51	61
9	24.0	1820	1440	39	48	65
10		1976	1480	48	53	75
11	22.8	1920	1309	41	64	77

注) 各年度県統計書

作物にとってもその生産力の発展を妨げるものであり、地主制の圧迫を意味するものであるといえよう。

結局、水稻生産の主要である不動堂村において、水稻生産力の発展と米価の高騰によって自立化の基盤を与えられ、商品経済にさらに深くまきこまれつつあった小作・自小作農民がさらに発展しようとしても、一方では資本主義の矛盾の発現である恐慌、さらに独占資本の発展下に慢性化された不況による米価低落、繭価低落がそれを阻害し、他方では地主制による高率小作料の収奪、加えて立通桑園の存在や耕地整理の未施行にみられる地主制の生産力発展の阻害等がその発展を邪魔し、このような状態のところに技術交替期における反収停滞が起きたということが、小作・自小作農民を立上がらせ、農民運動を発生させる背景になったものであるといえよう。

2. 日農支部の結成と附近の動向

大正12年桃生郡鹿又村に県下で始めての日農支部が出来て以来、登米郡豊里村、桃生郡大谷地村、桃生村等をはじめとして北上川下流地域に續々と日農支部が結成された。各支部とも一般に大衆的な大支部として成立し大きな運動を行なってきた。大正15年宮城郡原ノ町にも支部が結成され、やがて北上下流の諸支部と共に日本農民組合宮城県連合会を結成している。

北上川下流や宮城郡下で農民運動が非常に発展したのに対し、大崎地方では昭和2年までは

よって無にされてしまうのである。(注) かくして養蚕戸数は昭和2年を最高にしてまた減少してゆくのである。

(注) それに加えて養蚕を営なんている小作農民にとって、立通桑園が大部分をしめており、養蚕の生産性を低めていることも繭価下落の打撃を大きくした。さきにのべたように明治末期から大正初期にかけて養蚕業の発達にともない地主が「段当十本乃至十五本」の割合で普通畑に植えている。このような立通桑園の小作料は下作の小作料をとった上に、「桑葉ハ地主ニ於テ收得」し、「約十割ハ地主ニ於テ收穫」していた。そしてこの桑園は地主において用い、剩余は販売していた。だが大正中期になると大地主は養蚕をやめ桑葉販売のみをやっている。専用桑園が小作地になることはほとんどなく桑園の貸付地は「九割九分混植畑」であった。このような立通桑園の貸付、桑葉の購買によって養蚕をやらざるを得ない小作農にとって繭価の下落は大きな痛手であった。

またこのような混植畑の存在は畑の下作物の管理を下十分なものにし、畑作物の生産性を低めるものであった。結局地主によって作られた立通桑園の存在は養蚕にとっても畑作物

ほとんど農民運動は起きなかつた。このようなおくれは、大崎地方における在村大地主の支配の優勢、北上下流に比して水稻反収の停滞のはげしくないこと等によるものと考えられてゐる。²²⁾だが、大崎地方にも運動の影響がおよび、昭和2年秋から3年の春にかけて、鳴瀬川流域を中心に続々と作られた。

不動堂村における日農支部は大崎地方のなかでも比較的おくれて結成されている。そして地主小作間の何等かの対立を契機にして生まれたものではなく、附近の農民運動の発展に影響されていた農民に、不動堂村に在住している社会民衆党員袖井開氏と日農県連幹部が意識的に働きかけて作られたものであった。

すなわち、一方では対岸にある志田郡松山町須摩屋部落で南郷村地主鈴木家の小作料引上げと小作条件改悪という問題が起き、そこに袖井氏と日農県連幹部が働きかけて昭和3年1月、日農支部を結成し、ほとんど全部落の農民が参加し、後には鈴木家のみでなく全地主に対する争議へと発展していった。他方では豊里村から遠田郡篠岳村、元涌谷村小塚と日農支部が不動堂村へ向けて一直線に伸びてきていた。このような附近の農民運動の発展によって階級意識がめざめさせられていた農民に袖井氏や日農県連幹部が働きかけて、昭和3年3月日農支部を結成したのである。

当時日農県連は労農党の指導下にあったのであるが、社会民衆党員である袖井氏がどうしてこの日農県連と協力し、松山町や不動堂村に農民組合を結成するようになったであろうか。その経過を次にのべる。

袖井氏は村内の雑貨屋の次男であり、慶應義塾に在学中同郷人である吉野作造氏の「民本主義」に影響を受けた。その後病氣療養のため帰郷したが(注)、昭和2年の県議選で遠田郡から社会民衆党員の師義三氏が立候補したさい、師氏を応援していた不動堂村の自作地主で人道主義者といわれている佐々木長太郎氏より選挙の応援をたのまれ、それをきっかけに社民党に入り、積極的な政治活動を始めた。

他方この県議選に仙台から労農党の石川長作氏が立候補しており、2年9月の選挙で師氏当選、石川氏落選という結果になったが、小作人候補としての石川氏の活動に关心をもった袖井氏等の社民党の青年党員は10月に労農党と話し合いをもった。それ以後たえず彼等は労農党や日農県連と連絡をとり話し合いをもち、それが一つの契機となって昭和3年2月の衆院普通選舉に共同戦線をはろうということになり、社民党の赤松克麿氏を推すことになったのである。そして3年1月には労農党県連、日農県連、仙台一般労組、社民党県連、申子会が赤松氏を共同

注) この療養中、青年15人位を集めて東華塾を開き、啓もう教育をやり、農民組合結成の必要を説いたといわれる。ここに集まつた青年達の多くが後に無産青年同盟に参加したようである。

22) 前掲「農業生産力と農民運動」参照

公認候補として推薦し、統一選挙綱領を作つて選挙斗争をおし進めた。袖井氏はその選挙事務長になって活動した。

この労農党・日農県連との話し合いや選挙の共同斗争の過程で袖井氏をはじめ社民党の党员である大友為三郎氏(古川)、植村幾之輔氏(南郷村)等は種々のことを学んだ。それまで社民党は何等農民運動はやっていなかった。しかし社民党の左翼で農村問題に关心をもつ袖井氏等は原ノ町支部や県連の活動に影響を受け、農民運動を推進しようと考えるようになった。そして日農県連幹部にその指導と援助をたのみ、日農支部結成に動き出したのである。かくして農民運動における労農党と社民党の共同戦線が作られ、それは後に大崎地方において大きな成果をあげた。そして各地に共同行動のもとに日農の支部が作られ、農民運動が発展したのである。

不動堂支部の結成もその一つの成果であった。袖井氏は日農県連専任オルグの矢後利秋氏、武内喜之助氏等を呼んで、3年の初めに各部落に組合結成を呼びかけた。その後赤松氏の選挙活動で一時その手をぬいたが、2月20日の選挙終了後、赤松氏が県内で6千票余をとり、村内でも129票をとったという情勢のなかで、ただちに組織にとりかかり、野副重勝氏、武内氏等の県連幹部をまねいて部落毎に農民の集いをもうけて組合結成を説いた。かくして3月6日約120名の参加者を得て皎善寺において結成式を行なうのである。そこには赤松氏も出席している。このオルグ活動の中で武内氏は無産青年同盟を組織した。約10名ばかりが参加している。この無産青年同盟は組合の一つの推進力になった。

このように労農党と社民点の共同の働きかけによってできた不動堂支部は、両党の共同斗争を積極的に推進しようとしていた。それは3月23日の日農県連大会に「社民、労農共同斗争積極的支持の件」という動議を同支部が提出している一例からもうかがわれる。

結局、不動堂村における日農支部結成は、地主小作間の何等かの事件というようなものをきっかけにして生まれたものではなく、対岸の須摩屋部落における農民運動の影響下で、また日農支部が周辺に着々とびている情勢のもとで、社民労農両党の統一行動のもとに結成されたのである。

不動堂村で日農支部が結成された直後の3月15日全国的な弾圧がなされた。しかし若々しい発展の途上にあり、また支部の増大により力を蓄積していた宮城県の農民運動はそのような弾圧にも屈しなかった。そして3月30日いわゆる前谷地事件なるものをひきおこすのである。すなわち宮城県最大の千町歩地主斎藤善右衛門家がその居村である前谷地村において日農支部員の土地取上げをやったのに対し、日農県連の指令下に仙北平野の13支部(豊里、桃生、大谷地、蛇田、鹿又、柳津、橋浦、元涌谷、笠岳、須摩屋、敷玉、不動堂)が統一して斗争を展開したのである。そして3月30日13支部の組合員約5~600名が、土地取上げ反対、差米制度撤廃等(注)を要求し斎善家へデモをかけ、警察権力の干渉を排して共同耕作を行

注) 斎善家では5等米を差格米として1石につき90銭づつを小作人に課していた、他の地主の場合も良

ない、要求をかちとったのである。

この前谷地における大衆斗争は日農県連で秘密裡に計画されていたので、不動堂に連絡があったのは前日 29 日の夜のことであった。突然のことであったが、不動堂では急いでチラシを作り、涌谷村九軒、北浦村凋堂、敷玉、須摩屋の 4 支部に連絡した。村内でもすぐに動員体制をとった。この斗争は不動堂支部の最初の試練であったが、参加者は 60 名の多きに達した。この前谷地における大衆斗争は宮城県の初期農民運動の頂点をなしたもので、県下に大きな影響をおよぼした。不動堂においては前谷地事件の結果斎善家からは直接の利益は受けなかったが、農民は自分達の力の強さを知ったといわれる。

3.15 の弾圧にも屈せずこのような運動が行われたことを警察権力は黙って見過しはしなかった。そしてこの事件をきっかけに各地の農民組合に徹底的な弾圧を加えたのである。この弾圧により、最強組織の一つといわれた松山町須摩屋支部が 4 月 25 日に解体してしまうのである。これは県下最初の組合解散であった。不動堂支部においても前谷地事件で佐々木慶太郎氏（副支部長）、伊藤梅治氏が逮捕され、4 ヶ月の体刑を受けている。しかしそれでもって組織はくずれなかつた。

前谷地事件後、不動堂支部は二つの土地取上げ事件を斗かい、共同耕作でもって勝利している。一つは 4 反歩の土地取上げ（関係地主、小作人不明）に対し、馬 8 頭、145 人を動員、共同田打、新小作人宅への示威行進を行ない、もう一つは 1 反歩の取り上げ（田尻町地主菊地弁蔵氏の管理人中鉢喜代治氏による）に対して、6 月 4 日 17 名、馬 3 頭動員して共同田植を行ない、共に要求を貫徹した。²³⁾その他に不動堂支部では田植期における労働力封鎖という新戦術を用いて地主側のきりくずしや圧迫に反抗している。（注）

このような斗争を通じて、農民は組合に入つてさえいれば土地を取上げられることもなく、団結すれば斎善家でさえ負けるのであり、組合にいれば必ず楽になるという確信を植えつけられたといわれる。かくして組合に固く結集した小作農民は昭和 3 年秋より減石斗争を開始するのである。

3. 減石斗争と地主の動向

不動堂村における水稻反収は、第 5 図にみられるように、大正 13 年・14 年・昭和元年と漸次低落しつつはあったが、ともかく 2 石以上の線を保ってきた。ところが昭和 2 年には稻熱病の

不良はあれ 5 等米も入れている。（河北新報 6 月 24 日付）

注) 「遠田郡不動堂村では組合に入つてゐるのは、一部落 3.4 名の反動地主や自作農にすぎないがこれに種々の逆宣伝をしてまはるので、労働力の封鎖で一泡フカセて撤底的に退治することとなり、秘密の裡に結束を固め、彼等が代カキもすみ苗も揃って今日から田植と云ふ日になって急に一人の田植人夫も出さない事とした、反動共は赤くったり青くなったりで村中を馳せまはったが誰も行く者がなく二日もかかってやっと涌谷の方から人夫を雇つて辛じて田植をしました。」（日農県連「暴虐の砲火を越えて我等の旗は進む」1928. 6. 18）

23) 1928. 7. 20 「常任執行委員会報告書」，農学研究所所蔵

発生により1石8斗と前年に比して2斗以上も下落し、3石の線を割ってしまった。それに加えて大正14年からはじまった米価の低落傾向がはげしくなっている。そこに農民組合が作られ、小作料減免運動が行われる背景があったと考えられる。

昭和3年には前年にひきつづく稻熱病の発生により1石6斗9升とさらに反収は下った。そこで不動堂支部は昭和3年秋より村内外の地主に対し一斉に減石要求を開始するのである。全農県連の3年12月末以降活動報告によれば「争議関係面積約百丁歩、小作人六十二名、地主五十三名^{注)}その中二十丁歩以上争議となる地主一人(村長小松)十町歩以上一人(斎善……)一町歩以上十八人。斎善の関係小作人四十三名(十四丁歩)小松の小作人は四十七人……道家(五丁、十六人)……今年の要求は小作料を一斉に反当七斗に下げる事(今は一石)……」²⁴⁾となっている。そして1月5日の回答期限までに地主が応じなければ小作米を組合で保管する不納戦術をとり、示威行動を起すという戦術をとった。「初め各地主は猛烈な切崩しを試みたが、組合員が万一争議を中途で脱落したら百円出すと云う契約をしたので遂に一人の裏切者も作り得ず」²⁵⁾、袖井支部長の統制のもとに、また加美、大崎地区の指導を担当するために不動堂に派遣されていた県連の野副常任書記の指導のもとに小作側は結束し大衆的な斗争を起すのである。この争議の最中である12月29日に化粧坂部落で組合員が借金のために差押えられた土地の競売があつたが、地主側に対する示威のために、大崎地区と登米地区の合同委員会を開き動員計画をたてた。そして当日豊里、籠岳、元涌谷、松山等の支部から約50名が動員され、不動堂支部員と共に会場におしかけ、非常に安い値でせり落している。だがその後約30名が涌谷署に検束されている。このような組合側の統一した大衆行動と頑強な減石斗争に対して、地主側は統一して組合側にあたらず、種々の動きをしめた。

まず最初に減石に応じた主な地主は、不在地主では相馬家(小作料は安くいわゆる温情地主とよばれすぐに応じた)と南郷村鈴木家(鈴木家は前年に須摩屋部落の農民運動の対象になつたことにこりて1回の示威運動で5割減石を認めたといわれる)であった。在村地主では桜井弥治郎家である。桜井家が応じた理由は村内最大の地主小松陽之進家との対抗のためであった。すなわち先にのべたように明治期から桜井家と小松家は対立抗争を続け、大正中期には小松家が優勢であったのであるが、この小松家に対して小作人側が反抗し、自分のところに反抗しないようにして小松家の威信をおとそうとしたために、すぐに応じたのである。だが公表は後にしてくれといふことが減石に応ずる条件であった。

しかしほとんどの地主は減石に応ぜず、特に小松家は頑強であった。そして昭和4年2月小松家のよびかけのもとに地主側は地主会を結成した。しかし桜井家が減石を認めたことが知ら

注) 2月9日付河北新報によれば、関係小作地88町歩、地主53人、小作人75名となっている。

24) 全国農民組合宮城県聯合会十二月末以降活動報告、農学研究所所蔵

25) 前掲全農県連12月末以降活動報告

はじめ、中小地主は地主会から少しづつ脱落し減石を認めるようになってきた。かくして地主会の足並みが徐々にくずれはじめ、小作人側の頑強な運動は小松家に集中的に向けられるようになり、村をあげての騒動になってしまったので、当時村長であった小松家ではついに組合に屈し、2割の減石を承認するにいたった。これは他の地主に大きな衝撃ではあったが、なお斎善家、道家吉郎家、南郷村地主等を中心に38人の地主は減石を認めなかつた。しかしひとたびくずれはじめた地主側の統一はおさえられず、加えて組合側が未納分約300石の小作料を保管して強く斗つたので、3月なかばまでには約30名の地主が2割以上の減石を認め、ついにはほとんどの地主が認めるにいたつたのである。

かくして3月末には斎善家と南郷村地主佐々木建太郎家を除く全地主に2割以上の減石を承認させるという大成功をおさめたのである。

最後まで減石を認めなかつた佐々木家のばあいは、遠い姻戚に当る小沼部落の及川一族5名にその土地を貸していたのであるが、彼等が組合に入って減石要求をなしたのに対し、12月29日差押えをもって対抗したのである(関係小作地4町3反)。53人の地主中差押えをやつたのは佐々木家のみであった。これに対して不動堂支部はビラ四千枚を作つて近接各町村や佐々木家の門前にはつて示威行動をやり、それと同時に異議申立をした。²⁶⁾この解決は、4・16後大衆斗争をなし得ない状態にあつたもとで、翌年にもちこされた。

また斎善家が認めなかつたのは、前谷地事件の上にここで不動堂村の減石を認めれば他村の小作人にも影響を与え別の争議が起されることをおそれたためと考えられる。しかし減石は認めなかつたが、何年年賦にしてもよいから契約通り納めてくれというように妥協的であった。これは第二の前谷地事件が起される恐れがあつたことと、斎善家の土地保管人である桜井家が妥協的になるよう要望したためとみられる。(注) この争議も4月まで解決つかず裁判にもちこまれた。

このように小作料减免斗争を成功に導いたものとして、袖井氏を中心とする小作人側の団結と日農県連の指導があげられるが、それに加えて地主間の統一の欠如があげられる。この地主間の不統一是、明治末期にはじまつた小松家や道家家等の大地主と小地主である桜井家との対立からもたらされたものであつた。いまだ生産過程にたゞさわり、あるいは大地主にのびようとしているところの、あるいは没落の危険にさらされているところの小地主は、村や小作人を強大に支配しているところの寄生大地主に対して一般に反感をもつていた。このような小地主を背景としている桜井家は、小松家にのみ小作人側の反抗を向けてその支配をたおそうとして、小作料减免をいちはやく認め、暗目のうちに農民組合の行動を認めた。かくして地主側の

(注) 桜井家は小松家のようなきわどい争議はやらずきつくないようにしてくれと斎善家に頼んでいる。これは斎善家に対する反抗がその保管人である桜井家に向けられることをおそれたためとみられる。

26) 前掲全農県連12月末以降活動報告

足並は乱れた。農民組合はこの対立を利用して村を支配している大地主小松家に積極的な攻撃を行なった。在村地主の支配力が強い村では一般に農民運動はなかなか発展しないのであるが、このような在村地主間の不統一は不動堂村における減石斗争を成功に導いた一因になったのである。

4. 農民運動の階層性と地域性

これまで農民運動の経過と地主の動向をみてきたが、次に組合員の階層構成、指導者層の階層性、またどのような性格をもつ地域に組合員が多かったかをみたい。しかし組合員名簿も残っていない、また当時の農家の経営規模をしめす資料もない、やむをえず、ききとりによる組合員名と、農地改革前の状態をしめすものである昭和22年臨農センサス個表でもって、正確なものではないが、ともかく推測してみよう。

最低120名の組合員はいたという話であるが、記憶されている組合員名の計は108名である。この108名の階層構成をみると第18表の如くになる。それによれば、小作農が組合員数の約85%をしめ、経営規模別にみると1~2.5町層が多く、この層だけで全体の2/3をしめている。特に小作農の1~2.5町層は、1.5~2町層の21名を最高にして、全組合員の半数以上をしめている。小自作農のなかでは数は少ないが1.5~2.5町層が多い。自小作農では3町以上層が多い。各階層別の組合加入率をみれば、最も高い加入率をしめすのは小作農の1町以上層で、3町以上層100%，2~3町85%，続いて1~2町層70%と高い率をしめている。これに対し小作農の1町以下層は、組合員数は比較的多いが、加入率は平均の加入率より低く30%台である。これが小作農全体の加入率を低めている。小自作農は28%，自小作農

第18表 不動堂日農支部員の階層構成

経営面積別		~3反	3~5	反5~1町	1~1.5	1.5~2	2~2.5	2.5~3	3~	計	総戸数
組合員数	小作	4	5	12	17	21	19	11	3	91	157
	小自作	—	—	1	1	3	2	1	1	9	32
	自小作	—	1	—	1	—	—	—	3	5	15
	自作	—	1	—	—	1	1	—	—	3	22
	計	4	7	13	19	25	22	12	7	108	
総戸数		23	24	38	31	41	33	19	17		226
各階層別加入率	小作	25.0	29.4	37.5	70.8	70.0	86.3	84.6	100.0	57.9	
	小自作	0.0	—	33.3	33.3	37.5	40.0	16.6	16.6	28.1	
	自小作	0.0	50.0	—	50.0	—	0.0	—	50.0	33.6	
	自作	0.0	20.0	0.0	0.0	33.3	33.3	—	0.0	13.6	
	計	17.4	29.2	34.2	61.3	61.0	63.6	63.2	41.2	47.8	

注) ききとりによる組合員名と昭和22年臨農センサス個表より作成

33% で低い。そのなかでも自小作農の 3 町以上層が多いのは特徴的である。

以上のことからみて、農民組合は 1 町以上経営の小作農が主であり、特にその 1.5~2.5 町層は入数、加入率共に多く、組合の主体となっていることがうかがわれる。

当時の不動堂村においては、反当収量 2 石、小作料 1 石、肥料代 4 斗が普通であるといわれ、平均家族員数は 6 人であるが、これから計算してみると、1~2.5 町小作農はわずかの剰余はあるが、一寸した不作でも高額小作料の圧迫は販売米を減少させるのはもちろんのこと飯米確保をすら困難にし、また土地取上げでもなされればその経営と生活が成り立たなくおそれがあり、中農下層的性格をもっと推測される。2.5 町以上層の小作農は一応の剰余があるので販売米に関心を持っているだろうと思われ、小作料は現金収入にくいこみその上向を阻むものとみている中農上層と思われる。

結局、飯米確保、経営耕地確保に関心を持ち、その経営と生活を守るために直接に地主制に対立する小作中農下層が組合の主体となり、現金収入にくいこむ小作料を排除してさらに上向しようとする小作中農上層がそれに加わっていると考えられる。1 町未満層は、その生産米はほとんど小作米と自給にむけられており、労働力の販売にたよらざるを得ない貧農層とみられるが、その組織率が低いのは 1 町以上層より小作料減免をやってその経営を守ることに関心をもたなかつたためとみられる。兼業機会の多い藤ヶ崎部落においては特にそうである。この部落以外では 5 反 ~1 町小作農は 40% 以上加入しており、これはよい兼業にもめぐまれず飯米を確保しようとする小作農が地主に対立したためといえよう。このために組織率は低いが多くの加入している。

次に地域別にみて組合加入率はどうであったかをみてみよう。大字はないので小字の部落でみてみる。第 19 表によれば、全部落に加入者がいるが、塩釜の 90% 近くの加入率を最高にして、最低は藤ヶ崎の 10% とその地域差は非常に大きい。このような地域差は一戸当耕地面積や、水田化率によって左右されてはいない。だが小作地率、小作農比率の大小と加入率の大小は密

第 19 表 部落別農民組合加入率と部落の特徴

部落名	農家戸数	組合加入率	一戸当耕地面積	水田化率	小作地率	小作農比率	1 町以上小作農比率
塩釜	18 戸	88.9%	20.6 反	81.9%	87.7%	88.8%	83.3%
大手	24	66.7	15.4	88.8	86.5	79.1	54.1
化粧坂	23	65.2	16.8	93.4	86.1	82.6	60.8
西館	29	58.6	12.3	90.9	88.5	79.2	34.5
塔ノ越	28	53.6	15.4	88.8	82.9	64.3	46.4
小沼	16	50.0	20.9	84.7	82.7	50.0	37.5
北原	19	36.8	18.2	88.2	66.9	57.9	31.6
峰山・竹花	21	33.3	13.1	88.4	78.8	61.9	33.3
新藤ヶ崎	22	18.2	16.7	92.4	66.7	54.5	36.2
藤ヶ崎	26	11.1	4.9	83.4	88.3	69.2	3.7

注) ききとりによる組合員名と昭和 22 年臨農センサス個表より作成

接な関係がある。小作地率、小作農比率が大になるに従って組合加入率も大になっている。すなわち小作分解が進んでいる地域程組合加入者が多いといえる。それは第20表からもわかるであろう。加入率の高い塩釜、大手、化粧坂等は自作と小作への分解がはっきりみられ、低くなるに従って自作から小作へかけて平均に戸数が分布しているのである。また第19表で全体に対する1町以上経営小作農比率をみると、これもその比率が大きいほど加入率も大になっている。(藤ヶ崎のばあい小牛田駅があり、ほとんどの農家が商業、交通業等の兼業を営なんである、経営面積は非常に少い。もはや特に農業に依存せずともやってゆけるので、組合加入者は少ないと思われる。)

結局、小作分解が進み、小作中農下層から上層までの農民が密集していることが、部落における組合員の大いさをもたらす条件であったといえる。つまり、飯米確保のためであれ、販売米增加をはかるためであれ、ともかく減石要求に共通の利害をもつ農民が量的に多数をしめていることが、部落の組織率の高さの条件であったとみられる。

組合幹部の構成をみると、袖井氏と佐々木長太郎氏をのぞいては全部小作農である。(扇氏は自作農創設資金によって小自作になったもので当時は小作農であった。) 佐々木氏は自作地

主であるが、人道主義者で小作制度に疑問を持っており、社民党員であったので、組合に参加し、部落の信用もあったので幹部になった。佐々木氏をのぞいた農民について経営規模別にみれば、1~2町層が4名、2~3町層が2名、3町以上層2名となっており、1~2町経営の中農下層が多い。

このような組合幹部の階層性の諸特徴、すなわちイデオロギーで参加した

第20表 部落別小作別農家戸数

加入率順位	小作農	小自作農	自小作農	自作農	全農家中 賃付地1 町歩以上 所有農家 数
塩釜	1 16戸	—戸	—戸	2戸	(2)戸 (1)
大手	2 19	3	—	2	—
化粧坂	3 19	2	—	2	—
西館	4 23	3	2	1	—
塔ノ越	5 18	2	4	4	(3)
小沼	6 8	6	1	1	(1)
北原	7 11	4	2	2	(2)
峰山・竹花	8 13	5	2	1	—
新藤ヶ崎	9 12	4	2	4	(1)
藤ヶ崎	10 18	3	2	3	(1)

注) 昭和22年臨農センサス個表より作成

第21表 組合幹部の階層性

氏名	経営耕地面積									備考
	自小 作別	経営面積		耕地面積		水田		畠		
		総面積	自作地面積	小作地面積	自作地面積	小作地面積	計	自作地	小作地	計
袖井 開	一反	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮島運吾	小 28.509	—	28.509	—	25.719	25.719	—	2.724	2.724	支部長、家は雑貨屋
佐々木慶太郎	小 18.313	—	18.313	—	16.813	16.813	—	1.500	1.500	副支部長
伊藤梅治	小 16.610	—	16.610	—	15.417	15.417	—	1.123	1.123	副支部長
佐々木恒雄	小 17.202	—	17.202	—	15.402	15.402	—	1.800	1.800	
佐藤七右工門	小 12.100	—	12.100	—	11.300	11.300	—	.800	.800	
及川淳一郎	小 31.105	—	31.105	—	28.105	28.105	—	3.000	3.000	
扇 玄篤	小自 33.813	12.506	21.307	12.506	19.807	32.313	—	1.500	1.500	4年3月脱退
佐々木長太郎	自 24.724	24.724	—	19.224	—	19.224	5.500	—	5.500	貸付地1町3反村議,
及川力弥	小 23.003	—	23.003	—	21.903	21.903	—	1.100	1.100	

註) 1. 昭3臨農センサス個表より作成, 2. 扇氏は自作農創設資金によって自作地を得た當時は小作農

袖井氏や佐々木氏のような幹部がいたこと、この2名以外は全部小作農であったこと、しかしも中農下層的性格をもつ小作農の比重が高いこと、貧農といえる1町未満層からは幹部がでていないこと、等々の特徴は、(注)1~3町小作農の比重が高い組合員の階層構成の状態とあいまって、不動堂村における農民運動の質とその強さを規定する大きな要因であると考えられる。つまり各階層に利害の共通する頑強な減石運動、それのみにとどまらず、土地取上げに対する激しい大衆動員、他村の争議への積極的参加、労働力封鎖等の新戦術の取上げ、また次にのべるような村有地問題、水利費問題に対する運動等広汎な運動を行なうのも、この幹部と組合員の階層性によるものと考えられる。

村有地問題とは、一般に小作料も安く、富農が多く小作しており、また村長の支配の道具ともなっていた村有地（水田10町、畠5反）を貧しい農民に小作させると村委会におしかけた問題である。これは組合員や幹部に中農下層的小作農が量的に多かったことから起きたといえよう。また水利費に関しては、不動堂村においてはさきにのべたように水利組合ではなく、村当局が水利を管理していたが、村費から水利費を出すのはおかしいので地主負担にせよという要求、農民が労力を提供するときは無料でなく使えという要求をもって村委会におしかけ、議会を監視するという運動をやっている。このように不動堂村農民運動は減石斗争のみでなく、大地主の支配する村政と対立し、村委会をも階級斗争の舞台にしている。

附表3 松山町、桃生村、農民組合役員の階層性

松山町須摩屋			桃生村		
氏名	自小作別	經營面積	氏名	自小作別	經營面積
T.K.	小自	41.9	Ka.K.	小自	28.2
B.O.	小自	24.3	T.K.	小自	13.1
N.H.	小	16.0	S.K.	小自	28.5
M.O.	小自	37.7	M.K.	小自	24.0
T.S.	小自	15.7	T.C.	小	20.7
S.S.	小自	39.9	Ku.K.	小	20.0
K.U.	小自	24.1	Ko.K.	小自	29.5
			K.H.	小自	24.1
			O.M.	自小	23.1
			O.K.	自小	16.8

注) 松山町のばあいは農民教育協会「農民の諸組織形態に関する研究」36ページ

桃生村のばあいは前掲 渡辺、吉田、佐藤、「桃生村農民運動の分析」99ページ

年9月に地方無産政党である宮城大衆党を結成した。

5. 無産政党の動向と農民運動

さきにのべたように不動堂における日農支部の結成は社民党と労農党の共同の働きかけによるものである。松山町、南郷村等においても同様であった。このような労農、社民両党の共同斗争は農民運動の発展に大きな成果をもたらしていた。

しかるに、労農党との共同斗争並びに農民運動の積極的推進者であり、不動堂の運動を指導発展させつつあった袖井氏は、昭和3年8月社民党より除名されている。それと同時に袖井氏は、大友、植村氏等と共に脱党し、同

注) 不動堂村の役員の階層構成は、松山町、桃生村、豊里村のそれと非常に異なっている。附表3によれば、松山町、桃生村では自小作農で2~3町經營農家がほとんどである。また、逆に豊里村のばあいは「指導者は1町5反前後の層で、組合長は疊職の半プロ層……農民運動は……半プロ層の要求を強く打ち出している」(前掲「桃生村農民運動の分析」99~100ページ)のである

この分裂の直接の原因は、田尻町を中心に組織され、同党右派の幹部である師義三氏によって指導される社民党仙北支部に対立して袖井氏を先頭とする左派が大崎支部を作ったことによる。すなわち右派によって指導されている社民党は「既成ブルジョア政党と何等異なる所なき行動」²⁷⁾をとり「近時社民党の方針は全無産者階級の利益を裏切り益々反動化する傾向」²⁸⁾にあるとして、多くの不満を持ち師氏等と別個に大崎支部を作る所以である。また右派は3年4月10日の三団体の禁止によって労農党が解散させられたことに動搖し、総選挙のさいの共同斗争のなかでめばえた協力関係をたちきろうとしていたが、左派はこれに反対して旧労農党との共同戦線、農民運動の推進を主張していた。このような左派を除名しようとしたのである。

かくして脱党、除名となったのであるが、その左派とても結局は社民党の政策を支持し、政治的立場は変りなかった。ただ積極的に農民運動を大衆運動として発展させようとし、全国農民組合(注1)を支持し、旧労農党とも政治的大問題に関し協同戦線をはって運動しよう²⁹⁾としていること等が異なっているだけである。このような考え方をもつ左派は9月初旬に松山町で宮城大衆党の結成式をあげたのである。委員長には袖井氏、書記長大友氏が選ばれた。かくして社民党と旧労農党との協力関係は消滅したが、かわって大衆党と旧労農党が共同して種々の運動を行なうようになった。不動堂村の減石斗争も、袖井氏等のひきいる宮城大衆党と、旧労農党によって指導される全農県連との共同の指導のもとに発展したのである。この他、解体した須磨屋支部を再建したりして大崎地方における農民運動を発展させようとしている。(注2)

6. 弾圧と不動堂支部

さきにみたような不動堂支部の強大な減石斗争の進展を警察権力は黙ってみておくはずはなくさまざまの弾圧を加えた。

たとえば減石斗争の最中である4年2月初めに13名の青年が逮捕されている。これは佐藤七右衛門宅において無産青年同盟の会合が行われたことによるものであった。この無産青年同盟は組合結成のオルグに来たさい武内喜之助氏の指導のもとに作られたものである。10名内外の青年がそれに加わり、そこで思想教育を受け、農民運動の積極的推進者として活動していた。そこで特に官憲からねらわれたのである。(4.16以降不動堂村に労農党の影響がなくなつたので、同盟は自然消滅になり、その活動家は後に大衆党に吸収されている)。

3月なかばには、争議に干渉した官憲の取締りのきびしさと未解決地主からの圧力に屈して

注1) 当時中央での日農と全日農の合同の結果全農ができたのでそれに応じて日農の名称をかえていた。

注2) このような動きに対して社民党でも小作問題をとりあげざるを得ずその対策をねたが、その行動の一例として3年11月に田尻町で志田遠田耕作者大会を開いたことがあげられる。これは農民運動に対抗して師氏がやったものであった。その大会には約300名が参加したが、それは斗争組織としては発展しなかつた。単に書類のみで運動し、地主側はそれを受けないので、県当局に社民党が調停依頼する程度であった。

27) 28) 昭和3年8月14日付河北新報

29) 昭和3年8月18日付河北新報による

13名が組合から脱退している。注¹⁾この脱退者は化粧坂部落の組合員のみであり、班長の扇玄篤氏も脱退している注²⁾。さきにのべたように化粧坂では12月末競売斗争で何人かが検束されており、それ以後の官憲の圧迫はきびしかったのである。これに対し3月末組合員30名が涌谷署におしかけ、何故組合員を圧迫するのかと詰問している。

このような弾圧は不動堂支部のみならず前年3月の前谷地事件以来県下の各支部にも行われ、4月須摩屋支部を解散させたのを皮切りに、8月には特高課を新設して県連幹部の活動を制限し、次々に各支部を脱退解散させようとしている。たとえば遠田郡元涌谷支部では組合員200名を検束し、4年4月11日に解散させており、4月初めには18支部から9支部に減少させている。また豊里や中津山では反動団体が組織されている。

こういう農民運動に対する弾圧の総仕上げは4月16日の全国的な大弾圧の一環として行われた。そして全農県連、旧労農党の幹部は一斉に逮捕され、指導部を失なってしまい、その機能が麻痺させられてしまうのである。そればかりでなく、4.16によって各支部も弾圧を受け、大谷地、笠岳支部の解散、豊里支部の事実上の消滅等と続くのである。

不動堂村においては、4.16にさいして減石斗争の指導のために袖井氏宅に泊っていた全農幹部野副氏が捕えられ、同時に袖井氏も検束されている。だが、袖井氏は2,3日たってすぐ釈放されている。この程度の弾圧であって、不動堂支部は他の全農左翼系支部と異なり、直接の、またきびしい弾圧は受けなかった。この4.16は間接的には組合員に大きな影響と衝撃を与えたが、組合がつぶれることはなかった。そして減石要求の未解決であった佐々木家と斎善家に対しては法廷で争そい、佐々木家のばあい土地取上げはせず、その年のみ8割減であったのに対して1石の小作料を永久8斗にするという解決を得、斎善家のばあいは減石はとおらなかつたが10年年賦にして払うことになり、5年になって減石斗争のかたをつけたのである。このように組合は4.16の衝撃にもかかわらず他支部と異なって運動を継続するのであるが、4.16以後は大衆的な動員や大規模な斗争はみられず、停滞気味の運動を続けるのである。このように組合が存続したのは、一つには大衆党系である不動堂支部に4.16の弾圧がひどくなかったことがあるが、組合の指導者層が動搖的な自小作上層でしめられておらず、小作中農下層が比較的多く、また減石斗争のなかで成長させられていたこと、組合員の主体となつた階層が小作中農下層であったこと等の組合内部の条件にもよると思われる。

ともかく昭和4年の夏頃には全農支部として残るのは2,3で、全農県連は一時完全に潰滅してしまうのである。この4.16事件は宮城県における農民運動の一つのエポックをなし、初期農民運動は終末をつげるのである。

注¹⁾ 河北新報4年3月26日付によれば18名脱退となっている。

注²⁾ 扇氏は南郷地主野田素子家と親戚であり和解すれば土地をやるといわれ、脱退したといわれている。後に野田家より自作農創設資金で土地を買っている。

7. 4.16以後の農民運動とその弱化

かくして全農県連は完全に潰滅し、左翼的農民運動は凋落したが、その後袖井氏等のひきいる宮城大衆党は4年11月菊地養之輔氏等と共に農民運動の再建をはかつて旧労農党员をも含めて拡大再結党した。委員長に菊地氏、書記長に袖井氏が選ばれている。この第二次宮城大衆党は最初選挙運動にのみ没頭していたが、この過程で各地に大衆党支部を結成すると共に、(注1)選挙終了後農民運動にその力を集中した。特に古川支部はその努力を続け、農民運動の処女地である志田郡志田、中坪、荒雄、飯川等の諸村の小作料未納に起因する田地取上事件をとりあつかい、ほとんど小作人に有利に解決し、³⁰⁾大衆党の勢力をひろめていっている。

他方、旧全農幹部の吉本祐治氏や矢後利秋氏は4年末頃から各地をめぐって全農再建をはかっている。そして5年になって豊里、宮崎等に全農支部を復活させている。

大崎地方に特にその勢力を拡大してきた大衆党は、党支部それ自体が小作争議にたずさわり、争議応援も各村の党支部がやっている。これは全農支部結成によって弾圧が来ることをおそれ党支部自体がやろうとしたためである。しかし5年7月全国大衆党に合併したのを契機に全農県連再建の方針をきめ、9月大衆党古川支部主催の小作米減石要求小作人大会を開いたさいに農民組合の結成を決議している。かくして大衆党の影響下にあった大崎各地や仙南地方に大衆党の指導のもとに全農支部が続々と作られ、5年10月全農県連を再建したのである。

だが、豊里、宮崎を中心とする旧労農党系の指導する全農支部は、大衆党が選挙斗争に没頭したり、全農再建に積極的でない等々の理由で、別に豊里を中心とする別の全農県連を作っていた。

こうして出来上った二つの県連は対立抗争を続け、農民運動の発展を阻害した(注2)。しかし県内の広い地域に影響力を持っていた大衆党系の全農県連は農民運動を展開し、他方旧労農系の指導するところでも豊里の如く農民委員会運動をやったりして運動を発展させ、昭和恐慌期の農民運動高揚期が作り出されるのである。しかし昭和初期のそれほどのたかまりはみられなかった。

不動堂村は、大衆党書記長の袖井氏の居村でもあるので、全農支部は大衆党の指導のもとにおかれた。減石斗争後の運動をみてみると、村内における斗争としては、7年春小松家に減石要求と土地取上げの問題で不納斗争を起しているのみである³¹⁾。村外の斗争では、6年3月中旬における土地取上げに対する共同耕作に動員され、宮嶋運吾氏が逮捕されている。同じく6

注1) 袖井氏は農民組合を再建し、大衆党支部を作るために、豊里、桃生、中津山、敷玉、北浦村等をおとすれている。そしてある程度の成果をおさめている。

注2) くわしくは前掲「日本農民運動史」所収『宮城県農民運動史』参照

30) 昭5.5.18 河北新報

31) 全農県連ニュース No2. 1932.4.2.

年3月栗原郡高清水の土地取上げ事件の動員、7年4月志田村の共同耕作の動員に支部員が参加している。³²⁾

このような状態でめだった動きはなかった。そして大衆的な動員により斗争をくむということはなくなり、かえって小作調停に持ちこむという形になっている。たとえば8年2月組合員の及川氏の菊地家に対する減石要求も調停に出されている。また小作契約継続の問題でも組合で解決せず調停に持ちこんでいる。

このような運動の停滞状態のなかで、昭和7年頃より少しづつ組合から脱退するものがでてきている。これは官憲や地主の直接間接の圧力に加えて、農民組合内部に関する不満が組合員内部にあったためといわれている。その一つとして、減石要求でかちとった減石分の小作料でもって袖井氏宅に組合事務所が作られたが、それに対して大きな不満が出たといわれる。また袖井氏の強引きや組合イコール大衆党という形にも組合員の一部に反感があったのである。それに加えて大衆党の指導に移り、特に菊地養之輔氏が衆院に当選して以来、大衆的な斗争をくまず法廷に持ちこまれることが多く、特に組合にたよる必要がなくなったといわれる。かくして組合は弱化していった。

昭和9年の大凶作のさい、不動堂村で全農県連主催米よこせ県民大会が開かれ県下から約500人が参加した。ここに不動堂支部員が参加したのを最後に、農民運動らしき運動は行われなくなっている。

そして昭和11年から始まる耕地整理をきっかけに大量の脱退者を出すのである。だが組合はわずかな人数ではあったが解散せず存続している。名簿上では約50名、実質上は幹部クラスの20人程度であったといわれる。官憲から書類だけでもよいから解散せよという要求があつたが応じなかつた。そして昭和14年になって解散している。

V. 農業諸施策の展開と農民運動の衰退

1. 農民運動の側の弱点

昭和初期にその強大さをほこった日農県連各支部は昭和3~4年の間にその機能を縮少もししくは解体した。不動堂村においては特にその期間に弱化せず、存続し、昭和14年まで存在している。しかしこのように組合が長く存続したとはいえ、4.16以降特に大衆的な斗争をくむこともなく、7年頃から組合員が減少はじめ、10年をすぎると幹部級20名程度が残るという状態になり、衰退化していったのである。

昭和4年世界恐慌が起き、6,7年には農村不況が激しく進行し、また昭和9年には大凶作にみまわれるという状態にあったにもかかわらず、農民運動が衰退化してゆくのは何故であろうか。

32) 河北新報より

まず後期の農民運動そのものの弱点がそうさせた一つと考えられる。すなわち初期においては日農各支部は県連に結束し、県連の強い統一的な指導のもとにあった。そしてまた労農党と社民党（後には宮城大衆党）の統一戦線があった。このような情勢のもとで大衆的な行動が起されるのである。だが、後期においては全農県連の統一的な指導ではなく、大衆党の指導する全農総本部派（全農県連）と旧労農系で指導される全農全会派（いわゆる豊里県連）にわかれて分裂抗争に身をやつしている状態にあった。そして一般には全農イコール大衆党というような形になって、組合と政党の分離が明確になされず、組合を政党が利用するという形も出てきている。それに加えて全農や大衆党は大衆的な斗争をくむというよりは調停にもちこむことが多いになっている。それは昭和9年全農の提案している小作法案にはこれまでの要求とは異なり、争議権、団結交渉権の確保等がもられていないことからもわかる。もはや全農や大衆党は農民斗争の組織から単なる農民利益の代弁、抗議、陳情機関になっていることをしめしている。このような後期農民運動の弱さに加えて不動堂では支部内の不満もあって農民運動は弱化していくのである。

このような全農県連の弱化は、国家、県当局の農業諸政策の施行、地主側のある程度の妥協と村当局の諸施策に対して有利な斗争を組織することはできなかった。かくして不動堂村においても、自作農創設維持資金、大量の補助融資金の導入、耕地整理、地主側の統一的な妥協等々によって小作農は或る程度の恩恵を受け、妥協化させられ、これに官憲や地主の有形無形の圧力を外的契機として、農民運動は衰退化してゆくのである。この過程を次に明らかにしたい。

2. 自作農創設政策と農民運動

大正中期以降の全国各地における農民運動の発生と農村の不安な情勢に対して国家は大正13年小作調停法を出した。それに続いて大正15年自作農創設維持補助規則が設けられた。これは小作、自小作上層で発展しようとしている少数の層を土地所有の側にひきつけ、小作農側を分裂させ、農民運動の発生を阻止しようとしたところにその役割がある。

宮城県における自作農創設維持事業の実績は昭和元年度は16ヶ町村90件、貸付金額10万円で、3年度まで大体同程度の実績である。ところが4年度になると、43ヶ町村190件、30万円と急激に増加している。(注)これは初期の農民運動が、3~4年のひき続く弾圧によって潰滅状態にあったことと関係づけて考えられる。すなわち小作上層に或る程度の希望と恩恵を与えて再び農民運動を起さないようにするために自創資金が利用され、かくして昭和4年以降より多くなったものと考えられる。

さらにくわしくみてみると、初期における農民組合所在地22町村のうち昭和6年まで自創

(注) 4年度のこの増加は全国的に貸付金額がふえたからそうだったのでなく、宮城県にまわされた分が急増したためもたらされたものである。

第 22 表 初期農民組合所在町村における自作農創設資金貸付成績

町村名	昭和元年	2年	3年	4年	5年	6年
中新田	—	—	—	—	9	1
宮崎	—	—	—	—	1	6
加美石	—	—	—	—	—	7
松山	2	3	—	3	5	5
敷玉	—	—	—	6	3	5
南郷	—	—	2	4	4	3
不動堂	—	—	—	3	4	1
米山	1	—	7	5	4	1
豊里	—	—	—	20	17	22
大谷地	42	26	—	18	—	—
中津山	—	—	8	2	1	1
桃生	—	—	5	3	2	3
鹿又	—	—	—	5	1	—
橋浦	—	7	—	5	6	—
計	45	36	23	69	57	54
貸付町 村数	3	3	4	10	12	11

注) 県庁文書課所蔵 自作農創設関係書類綴より作成

弱化をはかるものであったといえる。だから宮城県においては弾圧とからんで昭和4年以降特に自創資金が多く流入されるのである。

不動堂村においては、昭和4年以降自作農創設資金の貸付がなされ、6年までの間に8件、7名、貸付金額約2万円、購入地面積水田5町6反の実績をあげている。6年以降12年まで全然貸付はない。

資金借入者の階層をみると、一般に2町以上経営の小作農が多く、1~2町層のうち2名は小自作農であることからして、小作、小自作の中農以上層の農民が資金を借り入れていることがわかる。つまり經營者の要素を強めつつある小作上層農が自創資金にとびついたとみられる。

第 23 表 不動堂村における自作農創設資金貸付状況

貸付者 氏名	自小 作別	経営面積	購入地 面積	借入金額	貸付年月	売却者氏名
K. T.	小	51.7 反	10.4 反	3,740 円	昭 5.4	菊地弁藏・野田真一
G. Oi	小自	23.2	6.8	2,580	"	" 小松陽之進
K. O	小	18.6	9.6	3,640	"	"
S. A	小	24.4	8.9	2,858	昭 6.3	斎藤英男
K. A	小自	15.7	5.0	1,616	昭 6.4	"
N. A	小自	10.4	2.7	,883	"	"
G. O	小	21.0	{ 4.2 8.7	{ 1,343 2,440	昭 7.3	野田琢磨 " 高橋次郎
計	—	—	56.4	19,100		

注) 県庁文書課所蔵、自作農創設関係書類綴より

る。

不動堂村における自作農創設資金の流入は、豊里、大谷地等と比較すれば非常に少ない。また組合の強い部落に特に資金運用がなされたわけでもない。このように少ない一因として組合

注) 原ノ町、六郷、高砂、多賀城等の宮城郡下の日農支部所在町村は6年まで全然自創資金を受けていない。この理由は不明である。

資金を受けているのは 14 町村である。^{注)} この 14 ヶ町村について第 22 表でみると、昭和元年度には 3 ヶ村のみが自創資金を受けているが、4 年には 10 ヶ町村と急激に増加し、件数も増加しているのである。また昭和 2 年に立入禁止問題で裁判所を何百人かで囲むという事件を起した大谷地村や、最強組織の一つといわれた豊里村等には大量に自創資金が流されている。

結局以上からみて自作農創設維持政策は、地主小作関係の矛盾の激化に国家権力が介入し、いわゆる小作問題を緩和し、農民運動の

側で自作農創設政策に反対し、組合員に融資を受けないように運動したこともある。当時はまだ組合は強かったのである。しかし2名の組合員が受けている。そのうちの1名扇玄篤氏は化粧坂部落の班長であったが最初に組合から脱落している。

このように不動堂においては自作農創設維持政策が特に大きな影響力を及ぼしたわけではないが、小作、小自作上層が国家の農業政策にまきこまれ、彼等を農民運動に背を向けさせる一つの役割を果している。

3. 補助金、融資金の流入

大正末期からの不況に続いて昭和4年にはじまった恐慌は農産物価格を急激に下落させた。たとえば大正14年に比して昭和6年には米価は約半値、繭は1/4の値段にまで低落している。これは農家経済に大きな打撃を与えた。さらに恐慌によって激化されたシェーレはますます現金収入の減少に拍車をかけた。これに高率小作料が加わって農家は極度の窮乏におちいった。かくして全国各地に小作争議が頻発し、農村は不安な空気につつまれた。このような農村の状態に対し政府としても何等かの対策をたてねばならなかつた。その一つとして救農土木事業等の補助金融資金政策があげられる。

不動堂村においてその補助金や融資金がどれほどの額になっているか正確にはわからないが、8年と12年の村会議事録によれば第24表のようになっている。ここに明らかなものだけでも6つの名目で1万7千円ばかりが補助もしくは融資という形で村当局に流されている。

これらの使途はほとんどが道路工事等にまわされ、農業生産

そのものに関するものとしては松ヶ崎水門増補工事費に羅災救助資金のうち547円運用されているにすぎない。結局農民に

第24表 不動堂村における補助金融資金の内容と金額

年次	名 目	金額
昭和5年 7	失業救済農山漁村臨時対策低利資金(宮城県) 時局匡救事業補助金	2,400円 3,000
8	" "	4,500
"	地方振興土木事業費(大蔵省)	1,500
"	羅災救助資金	?
"	農村振興土木事業費(大蔵省)	250
9	" "	900
10	地方振興土木事業費(宮城県転貸) 災害資金	1,000 400
"	(大蔵省)	
11	" "	1,500
"	冷害対策事業費(大蔵省)	1,500

註) 昭和8年度、12年度村会議事録

労賃収入を与えるものでしかなかったといえる。

これがどの程度農民にうるおいを与えたかは不明である。だがともかく半失業状態にある貧農や、飯米に事欠き、あるいは現金収入の不足になやむ中農層に賃銀収入を与え窮乏化と地主小作間の対立を緩和する一つの役目を果したことは事実であろう。

結局このような救農土木事業費や災害資金等の補助、融資金、また自作農創設資金、これ等の国家資金は、地主の支配している村当局に送りこまれ、この国家資金の運用によって危機に立っている地主の農民支配の再編、おくれた農業の生産関係の再編とその維持がなされたとい

える。もはやこれまでのように、地主的秩序のみでは農民を支配することはできず、国家がそこに立入って再編するのである。

4. 不在地主の土地手離しと在村地主の妥協化

以上述べたように、自作農創設政策、小作調停法、補助、融資金政策等により、国家機構は地主に対してある程度の妥協を求め、小農を保護する動きをしめし、危機にある地主制を国家機構がなかに入ることによって再編しつつあった。他方小作農民の地主に対する対立抗争は地主的土地所有の不利と動搖をもたらし、地主側自身も何等かの動きをしめざるを得なかった。

まず不在地主のはあいは、不動堂村における土地所有を不利とみて、土地を手離す動きをしめしている。たとえば、まず最初に南郷村地主野田真一家(300町所有、不動堂6町所有)が、昭和4年減石斗争がなされるとすぐその土地を売り払っている。それに続いて同じく南郷村地主佐々木建太郎家では、減石斗争のさい差押えをもって対抗したが、その問題が解決すると同時にその土地を分家に売っている。昭和5年には南郷村地主野田琢磨家も自作農創設資金によつて売却すると同時に、在村地主の桜井家に残りの土地を売っている。このように何等人格的結合をもたない不在地主的土地所有の不利とその危機をさとった南郷村地主は不動堂村の土地を手離していったのである。また小牛田町地主斎藤英男家でも少しづつ土地を手離している。第25表をみると減石斗争後、他町村人所有耕地が8町歩も減っていることからみても不在地主の土地手離しが明らかである。

他方、在村地主は、何とかして地主的秩序を再編しようとして地主側の統一をはかり、小作農に対する一定の妥協、村政をとおしての農民把握をはかろうとしている。すなわち農民組合の激しい攻撃と、反対派である桜井派の動きとによって、小松陽之進氏は昭和6年に村長をや

第25表 他町村人所有耕地
面積の推移

	大正15年	昭和3年	昭和7年
水田	95.77	96.42	89.36
畠	8.92	6.45	5.16
計	104.69	102.87	94.52

註)大正15年度、昭和8年度村会議事録、昭和3年度県統計書

めているが、後をひきついだ加藤豹五郎村長(小牛田駅前旅館主、桜井派ともいわれている)は地主側の統一的妥協で農民運動の発生をおさえ、村政をたてなおそうとした。そこで、次にのべるような凶作時の統一小作料の制定、産業組合の設立、耕地整理の施行等に努力するのである。

昭和9年の凶作のさいは不動堂村における平均反収はそう下らなかつたが、ところによって大きな影響を受けたといわれる。それまでの米価の下落、シェーレの進行に加えてこの凶作は衰退しつつあった農民運動を再発させる危険性があった。事実不動堂村において全農県連主催の米よこせ運動の農民大会が開かれているのである。このような動きに対して村当局並びに地主も放つておくわけにはゆかなかつた。そこで11月初旬に「不動堂村小学校ニ於テ不動堂村長加藤豹五郎主催ノ元ニ村農会長小松陽之進、助役高橋源之丞、大崎太惣治、道家吉郎、

千葉字三郎、桜井久治、大友高治、大金盛、小野寺貞、小作調停委員佐々木武夫ノ十一人参会ノ元ニ不作当免引歩合表ヲ決議」したのである。第 26 表がその表である。この参会者には、農民組合員はもちろん、全然小作、自小作農は入っていない。地主と村当局者のみである。地主にとてはかなり大きな譲歩であり、この減石を地主は大体よくまもったといわれる。かくして村当局によって要請された地主側の統一的妥協により農民の立上りを事前におさえることに成功したのである。

第 26 表 不動堂村における昭和年 9 度の小作料統一引高表

立見収穫	引高	地主所得	小作人所得
2.000	ナシ	.950	1.050
1.900	.050	.900	1.000
1.800	.100	.850	.950
1.700	.150	.800	.900
1.600	.200	.750	.850
1.500	.250	.700	.800
1.400	.210	.640	.760
1.300	.370	.580	.720
1.200	.430	.520	.680
1.100	.490	.460	.640
1.000	.550	.400	.600
.900	.600	.300	.600
.800	.600	.200	.600
.700	.600	.100	.600
.600	0	0	.600

備考 但シ毫反歩當九斗五升

立テヲ基準トシリ。

註) 桜井家所蔵書類綴、稻立見引
高歩合表

これまで減石斗争以後には不作のさい農民側の要求がある前に個々に地主が減石を認めることが多かったが、それが今度は全地主が統一して一齊に減石するのである。このような地主側の妥協は小作農民の不満をある程度緩和し、また農民組合の必要性を感じさせないようにし、この妥協に各地主の小作人に対する懷柔と圧力が加わって組合からの脱落者が出て、農民運動衰退の一因になったのである。

5. 産業組合の設立

明治期から大正期にかけて作られた産業組合は一般に地主の指導下にあり、また自作農層の転落防止のためのものであ

った。不動堂村の産業組合もその例にもれず、自作農や小地主を中心に作られたものであった。しかしだ正中期には消滅している。

大正末期から昭和初期になると、小作争議の高揚に対応して、産業組合は、商品生産者として発展しつつあった小作、自小作上層の経済的な要求を満足させ、貧農層をも組合に入れて、その斗争力を緩和させようとするものになった。それに加えて国家からの奨励金によって農業倉庫の建設、その他購買販売信用事業を発展させ、農村経済機関としての地位をたかめつつあった。そして昭和 8 年産業組合拡充 9 ヶ年計画が経済更生計画と共に政府によって企画され、各地に産業組合が設立された。不動堂村においては、一方では小作農の自立化、地主的支配の動搖等に対応して、他方では国や県からの奨励に対応して、昭和 9 年より加藤村長が主になって産業組合設立にふみ出すのである。9 年 9 月県より 31 名が設立委員に嘱託されている。設立委員には、地主 8 名、自作 4 名、自小作 5 名、小作 2 名、非農家 12 名(うち村当局者 4 名)があり、結局地主と村当局関係者、村内のいわゆる名士が大部分をしめているのである。

かくして昭和 10 年 8 月保証責任不動堂信用販売購買利用組合が 247 名の組合員でもって発足した。極零細農を除いてほとんどの農民が組織されている。当初の役員をみると、地主 3 名、自作 3 名、自小作 2 名、小作 1 名、非農家にして村議 3 名である。この構成からみると小作、自小作の比重が少なく、地主や村当局者の比重が大であるといえる。組合長は村長の加藤

氏であった。

このようにして産業組合は設立されたが、活動は不活発であった。販売、信用事業はほとんどなされず、日用品や肥料の購買をやる程度で、それも組合員におしつけて売るという状態であり、利用度は低かった。(注1)

このような不活発さは、まず組合の設立が農民からのもりあがりでなく村当局や一部有力者の動きによってなされたもので、一般組合員は上からの指示によって半強制的に入らされたことからきているといえる。それは設立委員や役員の構成からみてもわかる。それに加えて、一般に農業倉庫の所有が産業組合発展の一つの基盤になるのであるが、不動堂村においては地主の出資による小牛田倉庫株式会社があり、地主によって指導されている産業組合は倉庫建設に熱心ではなかった。かくして米の販売ができず、そのために販売品の資金回収も困難であった。このように不動堂村の産業組合は、隣の南郷村、対岸の松山町のように発展もせず、大きな役割を果さなかつた。すなわち南郷や松山では産業組合は、自小作、小作上層を中心に、またこの層の小商品生産者としての発展要求をもとにして作られて発展し、村の有力な経済機関となるのである。自小作、小作上層の経済的要求を満足させることにより、農民の斗争力を弱めていったのである。しかし不動堂村においては県や村当局の意図とは異なり結成はされたが発展しなかつた。地主も結成に協力し参加はしたとはいえ、結局は農民運動の発展に対する一時的な譲歩であり、地主の村支配の再編成のための一つの手段でしかなかつたといえる。注2)

6. 耕地整理施行による組合の決定的弱化

以上述べたような国家、県、村当局の諸施策は、農民組合側がそれに対して有効な斗争をくままずして争議を調停に出すようになったことからんで、不動堂村における農民運動を衰退化させ、組合員の脱落を多くした。このような運動の衰退、組合の弱化に決定的な影響をおよぼしたのは、昭和11年に着工される耕地整理事業である。

さきに述べたように不動堂においては耕地整理がなされなかつた。このことは明治的稻作技術から現代的稻作技術への転換期にあたる昭和初期に反収の順調な伸びをもたらさず、その停滞をもたらし、米価下落とあいまって、上層農の經營発展の要求、下層農の飯米確保等を妨げ、農民運動をひきおこす基盤となつたものであつた。また地主にとってはたとえ反収の上昇があつてもそれがすべて地主の手に入るわけでもなく、米価下落はそのようなことに資金を出すこ

注1) このような不活発さは経理面の下充分さにもあらわれ、14年には日用品を組合員の誰に売ったかわからなくなり、資金の回収が不能になり、理事達がその弁償をなしているような状態であった。

注2) 不動堂村で産業組合が発展するのは、昭和15年米穀国家管理の施行により産業組合に米の集荷、供出の業務担当を義務づけられてからである。すなわち、そのため17年小牛田産業組合の倉庫を借りて米穀の集荷を行なうようになった。その後順調に進むようになり18年から信用事業も大規模になつていている。地主の所有する倉庫や地主の肥料貸付等により発展できなかつた産業組合は、戦時経済になって最初の意図のとおり資本の直接の支配のための道具となるのである。

とを有利なものとさせるかどうかが疑問であるため、耕地整理等の土地条件の改良をやろうとする意欲はなかった。それに加えて高率小作料は農民の上昇と生産力発展を阻み、もはや地主制は生産力発展の阻害要因となっていたのである。

このように地主側は耕地整理をやろうとする何等の意志もなかつたのであるが、一部農民によって作られている愛國同志会の積極的な働きかけとそれに応じた村当局の働きかけによって地主側は動かされるのである。

愛國同志会は、昭和7年辺見幸左衛門氏(役場吏員、5反小作)が中堅層農家の長男によりかけて作られたものである注1)。会員は14~5人であった。目的は農村窮乏と時勢を憂え、農民組合の如きものでなく、もっと建設的なことをやろうとするにあつた。特に反動的なことをもくろんだわけでもなかつたが、一般に親小松派の人々であったため、農民組合側からは地主の御用団体、反動団体とみなされていた。だが組合員もかなり入っている。組合の統制の弱さと思想性の低さによるものであろう。注2)

愛國同志会でまず第一にとりあげたものは耕地整理であった。農村の不況を解決し、生産をたかめるには耕地整理が第一の問題だとしたのである。そこで地主の説得にとりかかった。村内一の土地所有者である小松家の納得が最も必要であったが、なかなか承認せず、会長の辺見氏や副会長の栗村氏は毎晩の如くでかけて説得した。辺見氏や栗村氏等は小松家と親しかったのでとにかく話だけは聞いてくれたといわれる。このような地主に対する説得活動と共に耕地整理推進の次のような内容の署名運動をはじめた。

「 請願書

耕地ノ改良米穀ノ增收農事作業ノ簡捷灌排水ノ便等耕地整理ニヨル利益ノ甚大ナルハ夙ニ世人ノ認ムル処ニシテ国家ハ之レガ誘導援助ニ力メ各町村ハ競テ其ノ完成ニ努力シ今ヤ見渡ス限り耕土ハ劃然ト整理セラレタルニ独リ本村ノミ旧態依然トシテ何等改善進歩ノ跡ヲ見サルハ寔ニ遺憾ナリ現時農村ノ不況ハ深刻シ現状ノ儘ニテハ到底更生スルノ道ナシ此ノ窮迫打到ノ鍵ハ實ニ耕地整理一途アルノミト信ラレ候何卒万難ヲ排シ一日モ早ク之ガ完成下サレ度茲ニ耕作者一同連署及請願候也

昭和八年三月三十日

請願人代表 辺見幸左衛門

……………殿」

これをもって同志会員は各農家をまわり 117 名の署名を得た。注3) この請願をもって各地主

注1) 約40人によりかけたが実際には15.6人しか集まらなかつたといわれる。また結成にさいしては血判書を作っている。

注2) 呼びかけられた1人である組合幹部の及川淳一郎氏は組合の考え方と合わないとして、結成式のさいに行つたが入らなかつた。

注3) 極零細農や藤ヶ崎部落の大半をのぞいてほとんどの農家が署名している。

に働きかけ、村当局に陳情した。村長の加藤氏はこれをとりあげ、地主の説得にかかった。県もまた積極的に支持した。なかなか承諾しなかった小松家も昭和 10 年になってついに納得した。かくして 10 年の秋から準備を始め、11 年 2 月に耕地整理組合設立総会をもつてある。

このようにして耕地整理をおし進めた愛国同志会員の階層構成をみると第 27 表の如くになっている。それによると 1 町 5 反以上経営の小作、自小作農がほとんどで、3 町以上層が 4 名で最も多い。これからみて小作、自小作上層農が耕地整理に非常に関心を持ち、生産力を発展させようと考えていたことがわかる。1 町未満層が 3 人いるが、これは経済的関心というより農村の不況打開策と考えて耕地整理を推進しているのである。(注1)

耕地整理組合長は小松陽之進氏、副組合長は桜井久治氏で、両派の統一のもとに地主がほとんど役員になり、組合員は 190 名であった。耕地整理事業の概要は第 28 表にしめすとおりであり、(注2) 総工費 50,374 円 22 銭、県の交付助成金 9,015 円 50 銭である。そして昭和 14 年 8 月に事業は完了した。

この耕地整理は、農民に大きな影響を与え、農民組合の弱体化に決定的な影響をおよぼしたのである。

まず第一に、耕地整理の施行は農民組合加盟者に大きな不安をよびおこした。すなわち耕地整理の施行により交換分合が行われるさい、組合に入っていると耕作地がとりあげられるので

第 27 表 愛国同志会員の階層性

	~5 反	反 町 5~1	1~1.5	1.5~2	2~3	3~	計
自作	2	—	—	—	—	—	2 戸
自小作	—	—	—	—	—	1	1
小自作	—	—	—	1	—	1	2
小作	—	1	—	2	3	2	8
計	2	1	—	3	3	4	13

注) 1 昭22臨農センサス個表より作成

2 会員名は辺見氏よりのききとりによる。

第 28 表 耕地整理面積

	整理予定面積	整理後面積
水田	町 261.3227 *	町 303.7028
畑	町 24.1824	町 28.5111
道路溝渠	町 19.6106	町 29.7118

* 湧谷町分水田 8 町 4 反

1 セ 23 歩を含む。

注) 不動尊村耕地整理記念碑
より作成

はないか、とりあげられないまでも増加分の土地を借りて経営を拡大することができないのではないかというおそれがあったのである。当時は組合も弱く、全国的にも運動は衰退化しており、もしそのような土地取上げがなされたとしたら有効に斗えるかどうかも疑問であり、そのような不安は現実化する可能性があった。かくして組合脱退者が非常に多く出て、12 年頃には思想的にたかまっている 20 人位を残すのみになったのである。

注1) 会長の辺見氏が 7 反経営の小作農で役場吏員、副会長の栗村氏は 1 反経営の自作農で会社員、このことからもわかる。

注2) その他、橋梁、井堰、桶管はすべてコンクリートになった、また田は 80m 縦横 12m 半、畠 40 m, 12m 半に区画され、農道はひろげられた。

第二に、耕地整理は、農民の耕地拡大、反収上昇の要求にこたえるものであった。当時は多肥多収的稻作技術もそろそろ地につきはじめており、耕地整理によってそれがさらに発展させられ、労働生産性も高くした。生産力の上昇は高率小作料をわづかでも低率化ならしめ、上層の商品生産者としての発展の可能性、下層の飯米確保の可能性をもたらすのである。かくして農民の地主に対する抵抗も緩和されたのである。

このように耕地整理は、地主から積極的になされたものでなく、農民の要求と村当局の積極的推進と県の補助策によってなされたものであったにもかかわらず、地主の出資と同意によつてなされたことから、地主の守勢を攻勢に転じ、その恩恵の威力をたてなおすのに役立ったのである。

IV. ま　と　め

1. 水稻単作地帯である不動堂村において明治末期の水稻生産力の低位と不安定は、明治初期より進行しつつあった農民層の地主小作分解を激化させた。

だが、大正期に入ると明治的稻作技術は開花し、水稻生産力は上昇した。この生産力の上昇による小作料率の低下、それに加えて米価の高騰、農業労賃の高騰、購入肥料の増大等は、農民を貨幣経済にまきこむと同時にその人格的自立化をもたらし、また小商品生産者として発展する可能性をもたらした。しかし、他方では、生産力の向上による小作料收取の安定と増額は地主経済を安定させ、寄生化を可能になると同時に、それまでの旧領主を中心とした部落的結合は地主小作の分解ならびに大地主の成長と安定等によつてくずれ、大正中期に大地主の村支配が確立している。

しかし、これは、明治末期に発生した在村地主間の対立、また小作農民の自立化という矛盾の上に立っており、不安定なものであった。不動堂村においては在村地主の支配は強かつたが、大地主と小地主の対立、つまり明治末期自作地主や自作上層がその転落を防止しようとする過程で起きた大地主との対立があつたために、個々の地主の小作人支配に加えて、在村地主が総体として村機構を通じて村内の小作人を支配することはできないという弱さを持っていたのである。

この矛盾は大正末期から昭和初期にかけて顕在化し、地主制は危機におちいった。すなわち、地主制は高率小作料や桑園の支配によって農民の上昇をはばみ、また耕地整理等もやる意志がなく、もはや生産力発展の拮据となっていたが、これに昭和初期の米価の低落、シェーレの激化、また稻作技術転換期における生産力の停滞等が加わり、農民層は地主に対立するに至るのである。

2. 日本農民組合不動堂支部は昭和3年3月結成され、約120名の組合員をもつ大支部と

して成立した。この組合は地主小作間の何等かの対立を契機にして生まれたものではなく、上述の情勢のもとに、農民が周辺の農民運動の発展に大きな影響を受けていたところへ労農党の指導する日農県連と社会民衆党員が共同して意識的に働きかけたことにより生まれたものである。

組合員は主に小作中農下層によつてしめられていた。また幹部は小作中農下層上層半々で、それにイデオロギーでもつて入つた非農家と自作地主が入つてゐる。地域的にみると、組合員のいない地域はないが、小作分解が進み、小作中農下層から上層までの農民が密集している地域ほど組合員の組織率は高い。結局、飯米確保もしくは販売米増加をはかるために、減石要求や土地取上げに共通の利害をもつ農民が組合に結集したのである。

このような階層によつて構成された不動堂支部は、結成直後の前谷地事件に積極的に参加し、また土地取上げ反対、水利費村費負担反対、村有地の小作問題等々をとりあげて大衆的な斗争をくんだ。かくして力量を蓄積した不動堂支部は、昭和3年秋から4年にかけて村内外の地主に小作料減免を要求し、大きな斗争を行なうのである。そして旧労農党の指導する全農県連と社民党より分裂した宮城大衆党の協力による頑強な減石斗争は、在村地主間の不統一も加わつて、大きな成功をもたらした。

3. このような運動の発展を官憲は黙認するわけではなく、さまざまの弾圧を加えてきた。4. 16 事件はその弾圧の総まとめとなり、全農県連を潰滅状態におとしいれ、不動堂支部もその影響を受け窒息状態になった。しかし他の左翼系支部よりも弾圧はきびしくなく、また幹部は動搖的な自小作上層のみでしめられてもいづ、減石斗争によつて思想的にも成長させられていたため、組合を解散することではなく、減石斗争の未解決地主に対する法廷斗争を続けている。

だが、4. 16 後大衆党によつて指導されるようになった不動堂支部は特に大きな斗争をくむことはなかつた。そして運動は衰退化していった。

4. 農民運動の衰退化は、一つには、小作調停法、自作農創設政策等にみられる階級協調的な農業諸政策の展開によるものであった。自作農創設政策、補助金、融資金政策などばあいは、農民の不満を緩和すると同時に、その国家資金を地主の支配している村当局が運用することによつて地主の農民支配再編の一つのことで役割をはたしている。

また地主側が農民層の要求に対して一時譲歩するようになつてゐることも運動の衰退化の大きな要因になっている。たとえば、減石斗争以後、農民運動の発展をおそれる地主は、小作農が要求する以前に自ら小作料の減免をやつたり、昭和9年の凶作時には地主側は統一して小作料の減免を行なつたりしている。その他にたいして発展はしなかつたが、産業組合の設立を行なつてゐる。

地主の農民層の発展要求に対する最も大きな譲歩は耕地整理の施行であった。農民や村当局の施行要求について応じたのである。だが、この耕地整理は農民に土地取上げがなされるのでは

ないかという不安をもたらし、また農民の生産力発展の要求を一応満足させるという結果をもたらし、結局地主側の守勢を攻勢に転じさせてしまうのである。

このような農業諸政策の展開や地主の妥協化に対して、農民運動の側は有効な斗争をくみ得ず、後には問題が起きても大衆的な斗争を起さずして調停に持ちこむようになり、結局衰退化してゆくのである。

5. かくして農民運動は衰退化したが、昭和 12 年の村会には大衆党員が 4 名当選していることからみても、注) 潜在的に農民運動が継続していることがうかがわれる。農民組合の推薦や組合員の積極的支持のもとに当選したわけではないが、以前の農民運動の影響のもとにこの結果が出たであろうことは想像に難くない。このような形で農民は戦後まで農地改革の要求を持ち続けたといえよう。

以上で不動堂村の農民運動の分析は終るが、資料の不足のため、充分なものでなく、特に昭和期の生産力担当者がどこにあるか、農民分解がどのように進んでいたかについてはほとんど分析がなされていなかった。これは他地域の研究によって補なわざるを得ないので、今後研究を進めてゆきたい。

末尾ではあるが、種々の資料を提供し、協力して頂いた不動堂村袖井開氏、桜井久治氏、栗村猛夫氏その他村の方々に感謝の意を表させて頂く。

また、種々の示唆を与えて頂き、資料をも提供して頂いた東北大学農学研究所吉田寛一氏、岩手大学佐藤 正氏に深く感謝する。

註) 大衆党員である村議のうち農民組合員は袖井氏、佐々木氏(以前から村議)の 2 名で他の 2 名は非農家である。袖井氏等は村有地の小作料問題、貧農に小作させる問題を積極的に提起している。だがこれ等の活動は村会外の大衆運動によって支えられることなく個人プレーに終っていた。16 年になって袖井氏は村長になるが、これは地主間の対立から桜井派の推薦によってなったものであった。そこで凶作時には村有地の小作料を 7 割もまける等のことをやっている。しかし 18 年になって小松派の反撃にあってやめている。